

益田市自死対策総合計画

(2019年度～2023年度)



HEART MEGAPHONE

平成31年（2019年）3月

益 田 市

はじめに



我が国の自死者数は、平成10年以降、年間3万人を超える状態が続き、平成22年以降は減少傾向にあるものの、未だに年間2万人を超える状況が続いています。他の先進国と比べても自殺死亡率は高い水準にあり、依然として深刻な状態が続いています。このような状況を踏まえ、国においては平成28年に「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として位置づけられ、市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

本市においては、毎年約10名の方が自死によって尊い命を失っている状況にあり、平成23年には自死対策を推進する基盤として、益田市自死総合対策ネットワーク会議を立ち上げました。様々な分野にわたる関係機関の方々と、幅広く情報交換・情報共有をしながら、顔の見える関係を築くことで、連携を強化して課題に対応し、総合的な取組の推進に努めてまいりました。

今年度は本市の実情に応じた自死対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として「益田市自死対策総合計画」を策定しました。今回の計画策定を機に、「誰も自死に追い込まれることのない益田市」を目指して、取組を一層推進してまいります。

今後は本計画のもと、行政だけではなく、市民、関係機関・団体等と連携しながら地域一体となって推進していくことが必要と考えておりますので、今後も皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました益田市自死総合対策ネットワーク会議の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係機関、関係者の皆様、そして市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成31年（2019年）3月

益田市長 山本 浩章

■益田市心の健康づくりシンボルマークについて



益田市では、心の健康づくりのシンボルマーク『ハートメガフォン』を活用して啓発活動を行っています。

この『ハートメガフォン』には、「心のを聴きとる」「心のを発する」という意味が込められています。

マークに描かれている【H】の文字は、Heart（ハート）、Human（ヒューマン）、Healing（ヒーリング）、Hospitality（ホスピタリティ）、Hear（ヒア）、Hello（ハロー）、Health（ヘルス）など、たくさんの心に関する単語を指しており、マークの色は、何年経っても飽きないさわやかなグリーンになっています。グリーンは、安心感や安定、調和を表す色で、木や森などの自然の色でもあるので気持ちを穏やかにして、心をリラックスさせてくれます。

このシンボルマークがみなさんの心の中へ広がり、嬉しいとき、悲しいとき、寂しいとき、誰かにその気持ちを伝えられることができる、そういった関係を築ける相手がいる『あたたかい益田市』になることを目指しています。

嬉しいとき、悲しいとき、寂しいとき、誰かにあなたの心のを伝えてください。

■「自死」という言葉について

益田市では、『自殺予防という言葉は、自死遺族にとってつらい言葉が2つ重なっている。遺族の感情からは、「自死」「防止」を使ってほしい。』という自死遺族の方の心情と要望に寄り添い、平成24年度から「自死」という言葉を使用しています。

近年、多くの場で「自死」という言葉が使われるようになってきていますが、一方で「自殺」を「自死」に置きかえるのは、自殺の抑止効果を減退させるのではないかというご意見もいただいています。

島根県においては平成25年から、状況に応じて「自死」という言葉を使用することとなりました。

このことを受け、益田市でも、「自死」という言葉の使用について、これまでの経過を踏まえ、次のとおり取り扱うこととしました。

区 分	種 別	例
原則として「自死」を用いるもの	市が作成、発表する以下のもの 1、公文書 2、広報、啓発資料、HP等 3、各種計画 4、組織名称等	<ul style="list-style-type: none"> ・市の責任において作成、発表するものは、特段の支障がない限り「自死」を用いる。 ・益田市自死総合対策庁内連絡会議 ・益田市自死総合対策ネットワーク会議
例外的に「自殺」を用いるもの	1、法令等の名称や法律の中で用いられている「自殺」及び「自殺」を含む語 2、固有名詞 3、統計用語 4、その他適当でないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策基本法、自殺総合対策大綱等 ・自殺予防週間、自殺対策強化月間(※) ・自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数) ・著作物からの引用

※益田市として啓発活動を行うときには、「自死防止週間」及び「自死対策強化月間」としてしています。

目 次

第 1	計画の策定にあたって ……………	2
1	計画策定の趣旨……………	2
2	計画の位置付け……………	3
3	計画の期間……………	3
4	計画の数値目標……………	3
第 2	益田市における自死の特徴 ……………	4
1	自死の現状……………	4
2	現状のまとめ……………	10
第 3	これまでの取組と評価 ……………	11
1	取組の現状と課題……………	11
第 4	いのち支える自死対策における取組 ……………	13
1	基本施策……………	14
2	重点施策……………	25
3	生きる支援関連施策……………	30
第 5	自死対策の推進体制等 ……………	44
1	自死対策組織の関係図……………	44
2	益田市自死総合対策庁内連絡会議……………	44
3	益田市自死総合対策ネットワーク会議……………	45
4	自死対策の担当課……………	46
第 6	参考資料 ……………	47
1	健康ますだ市 21 中間評価アンケート……………	47
2	自殺対策基本法……………	49
3	自殺総合対策大綱……………	54
4	益田市自死総合対策庁内連絡会議設置規程……………	55
5	益田市自死総合対策ネットワーク会議設置要綱……………	56
6	相談機関一覧表……………	57

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の自死者数は、平成10年に急増して以降、14年連続して年間3万人を超える高い水準で推移していました。平成22年以降は減少しているものの、依然として2万人を超える方が自ら命を絶っており、非常事態はいまだ続いています。

国においては、平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、平成19年には「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。平成28年に「自殺対策基本法」が改正され、すべての都道府県及び市町村は地域の実情を勘案した自殺対策計画を策定することが定められました。

自死は、その多くが追い込まれた末の死です。自死の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています（自殺の危険要因イメージ図：図1参照）。そのため、自死対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなくてはなりません。

このような状況を踏まえ、益田市における自死対策の現状と課題を明らかにするとともに、自死対策を総合的かつ効果的に推進するための基本指針として本計画を策定しました。

この計画の趣旨を踏まえて、関係機関や団体、そして市民を含む地域社会全体が連携し、一人一人がかけがえのない個人として尊重され、「誰も自死に追い込まれることのない、生き心地の良い益田市」の実現を目指します。

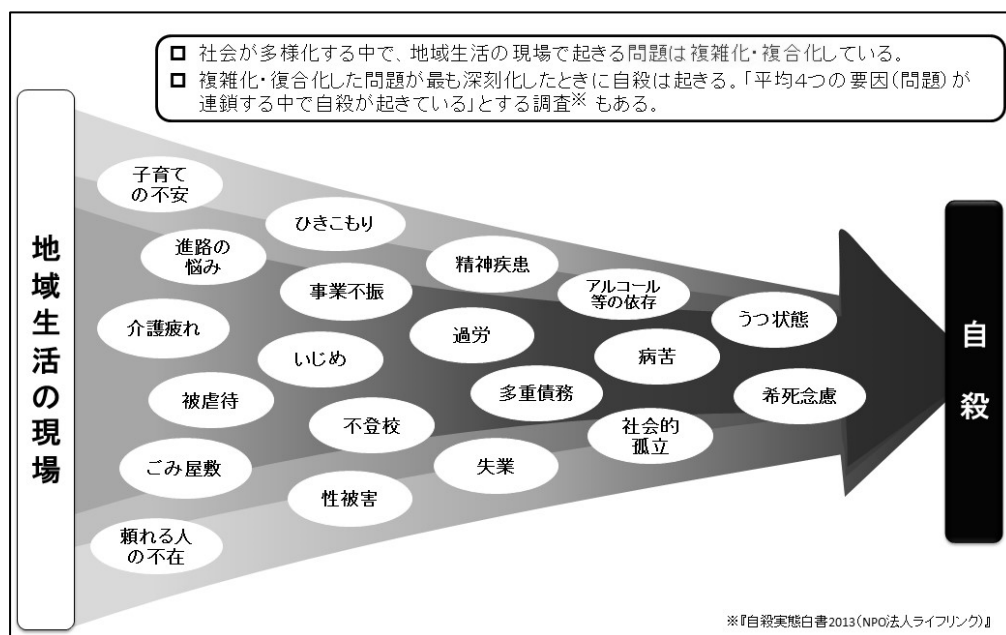
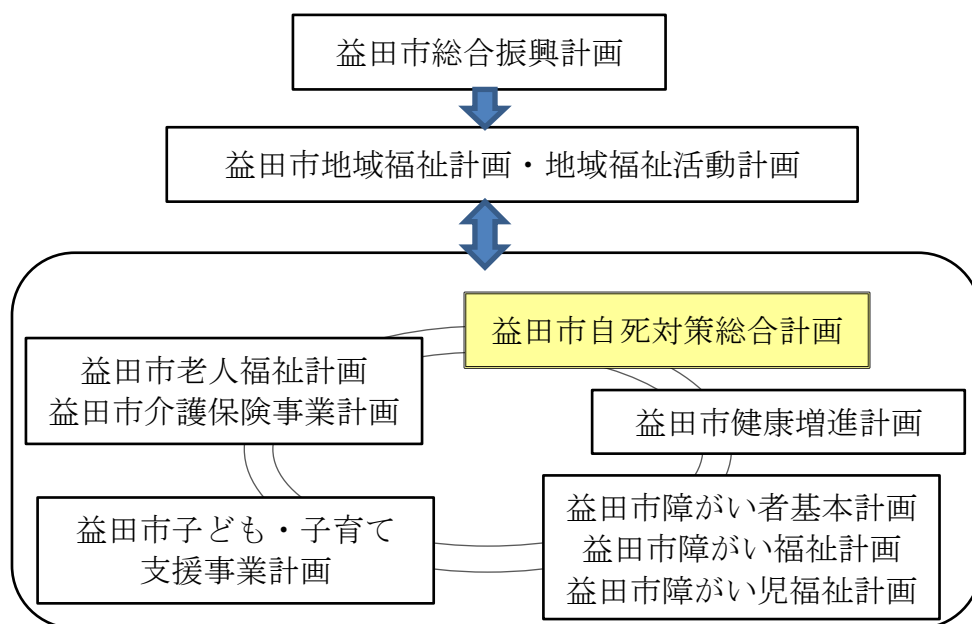


図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）

2 計画の位置付け

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。国の「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」、島根県の「島根県自死対策総合計画」を踏まえ、「益田市総合振興計画」をはじめとする下記の関連する諸計画との整合性を図ります。

〈計画の位置付け〉



3 計画の期間

この計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度の5年間とします。なお、計画は、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の数値目標

2023年までに、自殺死亡率を2016年（平成28年）と比べて20%以上減少させることを目標とします。

	現状値 (2016年)	目標値 (2023年)
自殺死亡率	16.5	13.2以下

注1) 値は人口動態統計による

注2) 自殺死亡率は、人口10万人あたりの自殺者数

第2 益田市における自死の特徴

1 自死の現状

(1) 自死者数の推移

益田市の自死者数は、平成22年以降10人前後で推移しています。全国・島根県と同様に減少傾向にあります。男女別の自死者数では、男性の方が高い状況となっています。

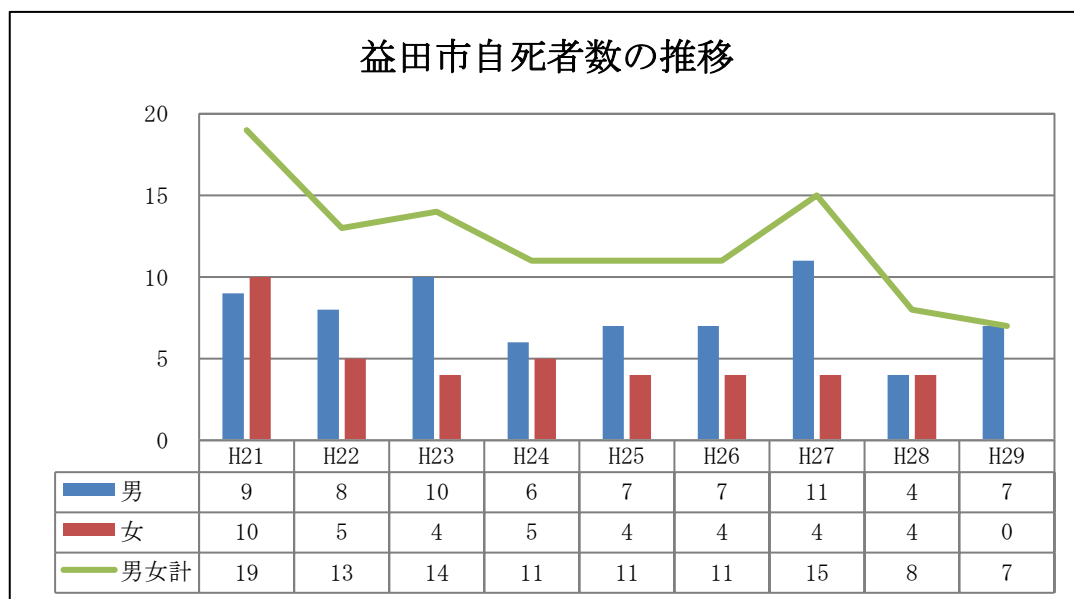


図2：益田市自死者数の推移 資料：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）を基に益田市が作成

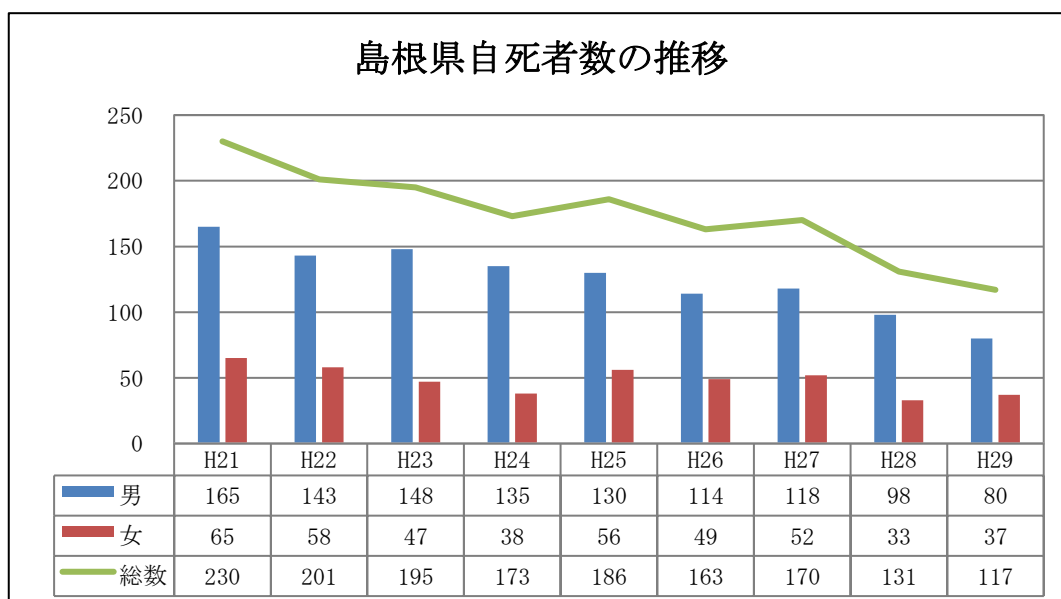


図3：島根県自死者数の推移 資料：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）を基に益田市が作成

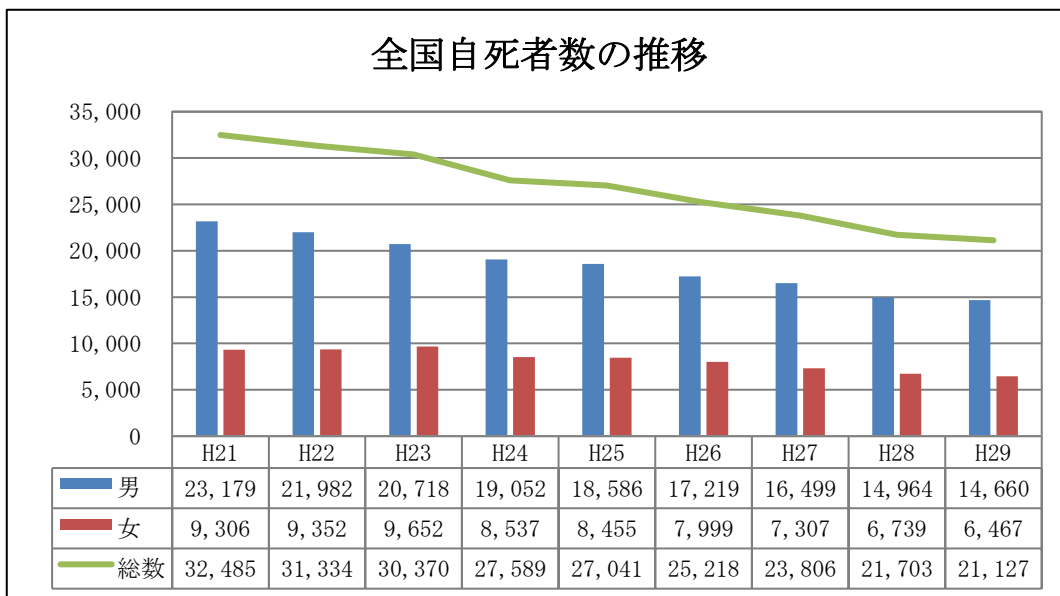


図 4：全国自死者数の推移

資料：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）を基に益田市が作成

（２）自殺死亡率の推移

益田市の自殺死亡率は、島根県と同様に全国の自殺死亡率を超える状態が続いていましたが、平成 28 年には初めて全国、島根県を下回りました。

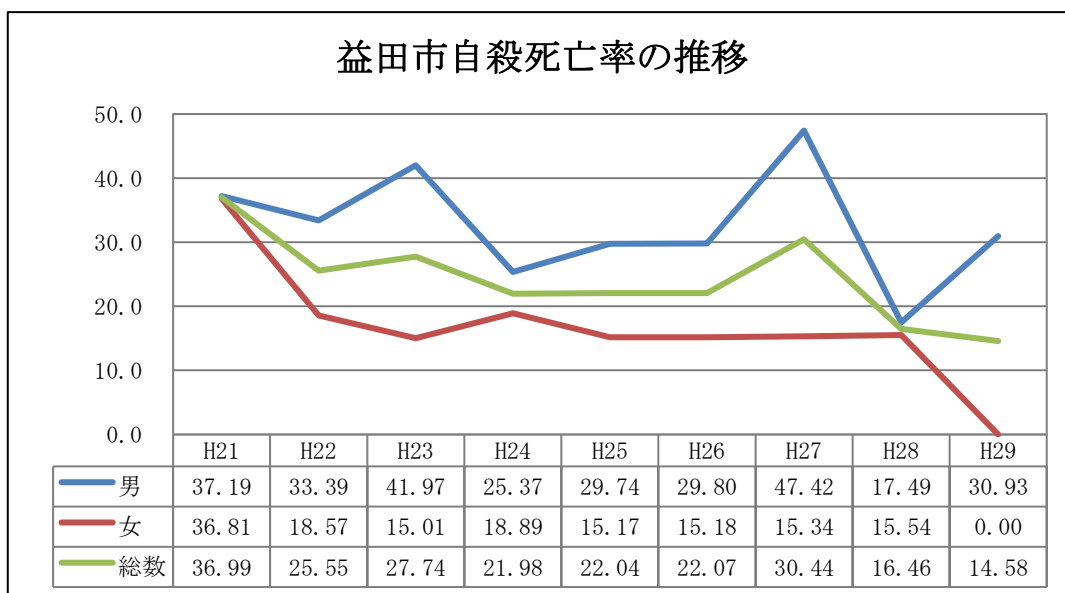


図 5：益田市自殺死亡率の推移

資料：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）を基に益田市が作成

※自殺死亡率は、人口 10 万人あたりの自殺者数

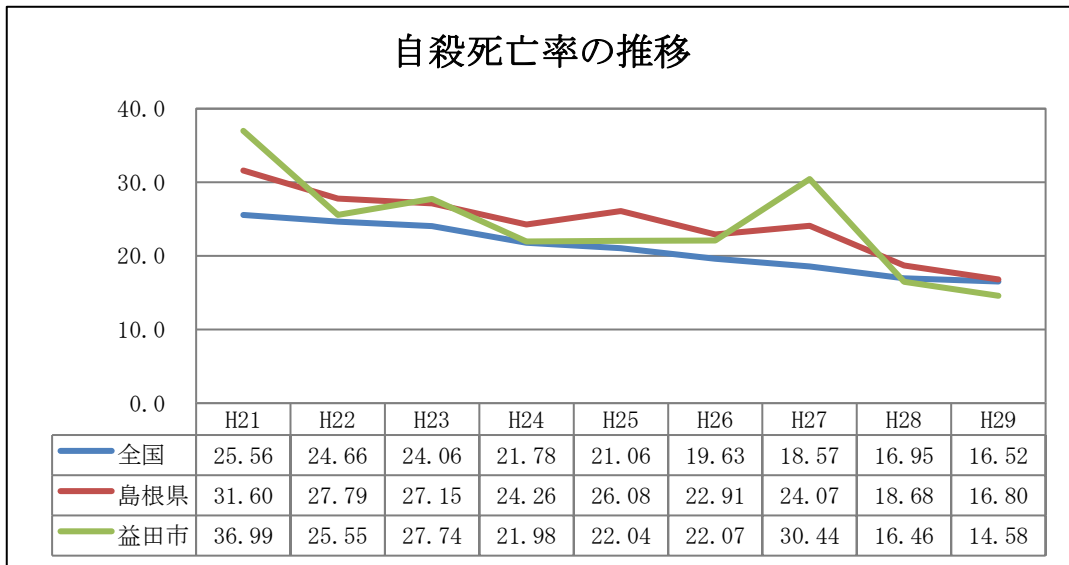


図6：自殺死亡率の推移 資料：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）を基に益田市が作成
 ※自殺死亡率は、人口10万人あたりの自殺者数

(3) 年代別・男女別自死者数の推移

年代別・男女別に自死者数の推移を見ると、男性の働き盛り（40代～60代）と高齢者に自死者数が多い傾向があります。

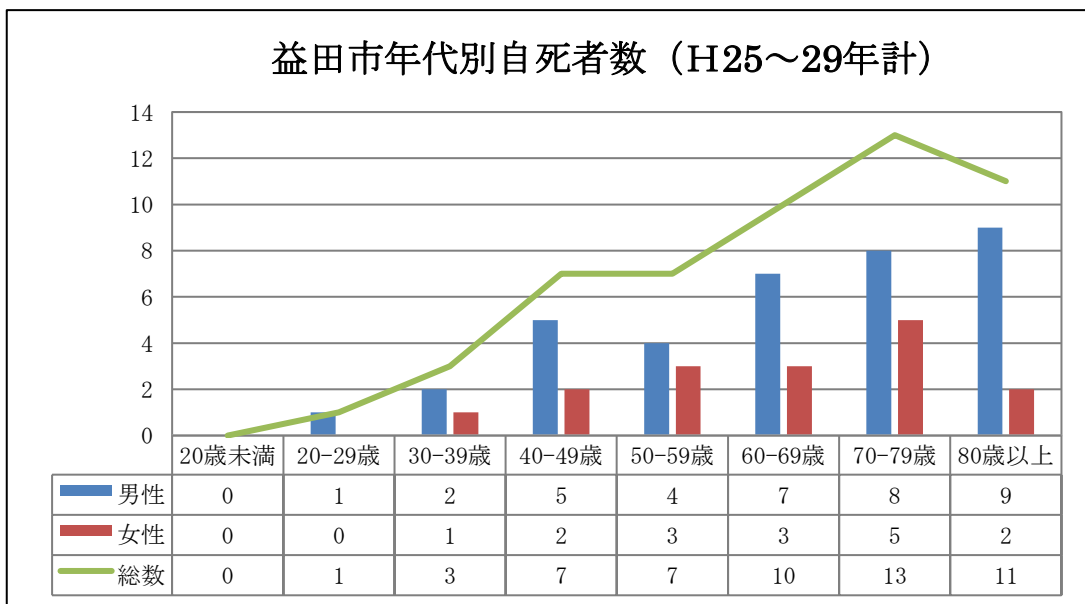


図7：益田市年代別自死者数 資料：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）を基に益田市が作成

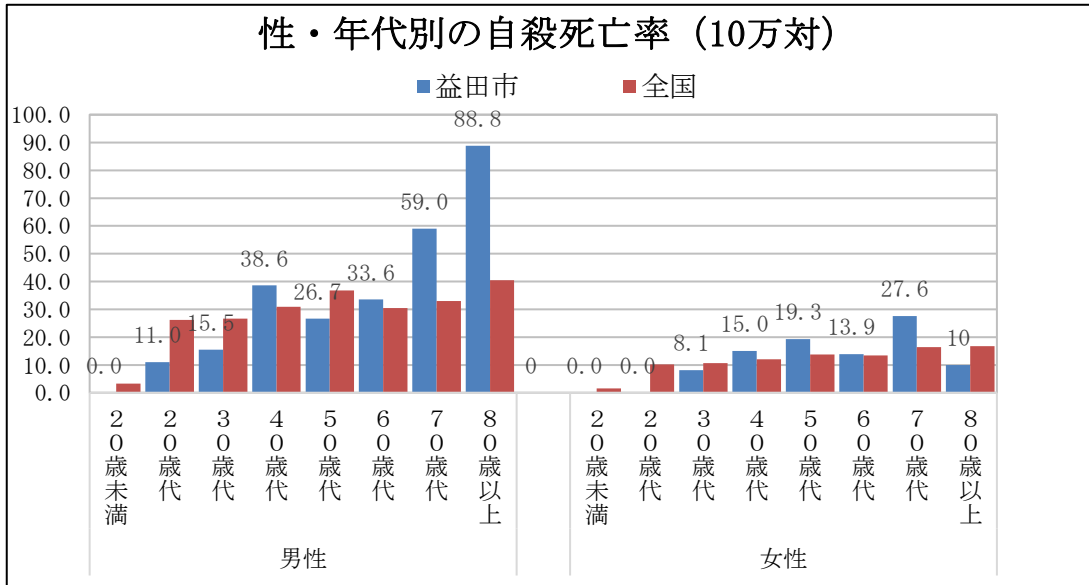


図8：性・年代別の自殺死亡率（10万対） （H25～29年平均）

出典：「地域自殺実態プロファイル（2018更新版）」（自殺総合対策推進センター）

（4）職業別自死者数の割合

職業別に見ると、男性は「年金・雇用保険等生活者」が1番多く、次いで「被雇用・勤め人」「自営業・家族従業者」が多くなっています。女性は「被雇用・勤め人」「年金・雇用保険等生活者」が多く、次いで「主婦」が多くなっています。

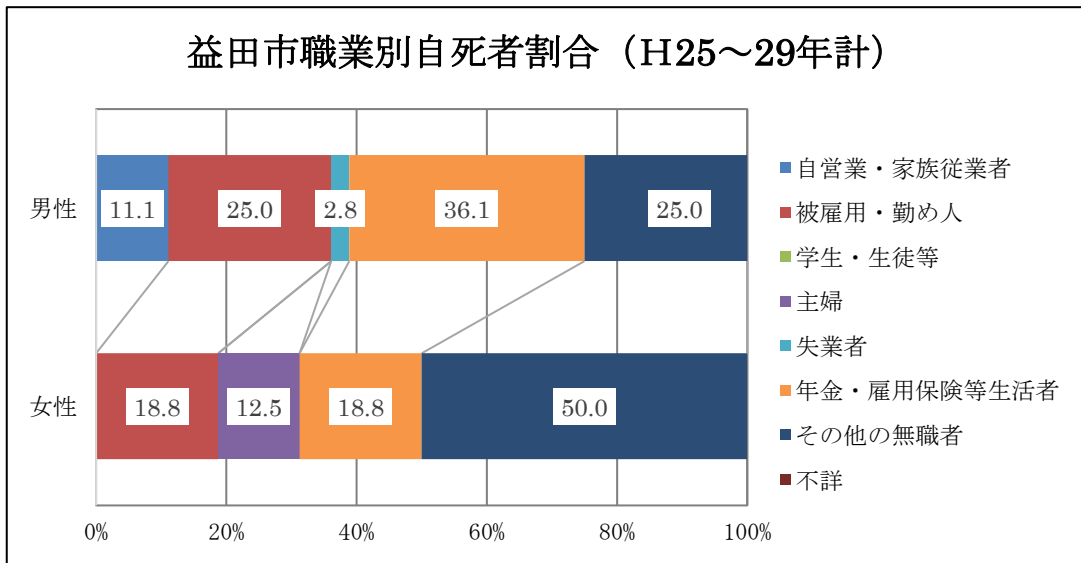


図9：益田市職業別自死者割合（H25～29年計）

資料：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）を基に益田市が作成

(5) 原因・動機別自死者数の割合

遺書等の自死を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機についての集計によると、自死の原因・動機別では、男女ともに「健康問題」が一番多くなっています。続いて、男性は「家庭問題」「経済・生活問題」が多く、女性は「その他」「家庭問題」が多くなっています。しかし、自死の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。

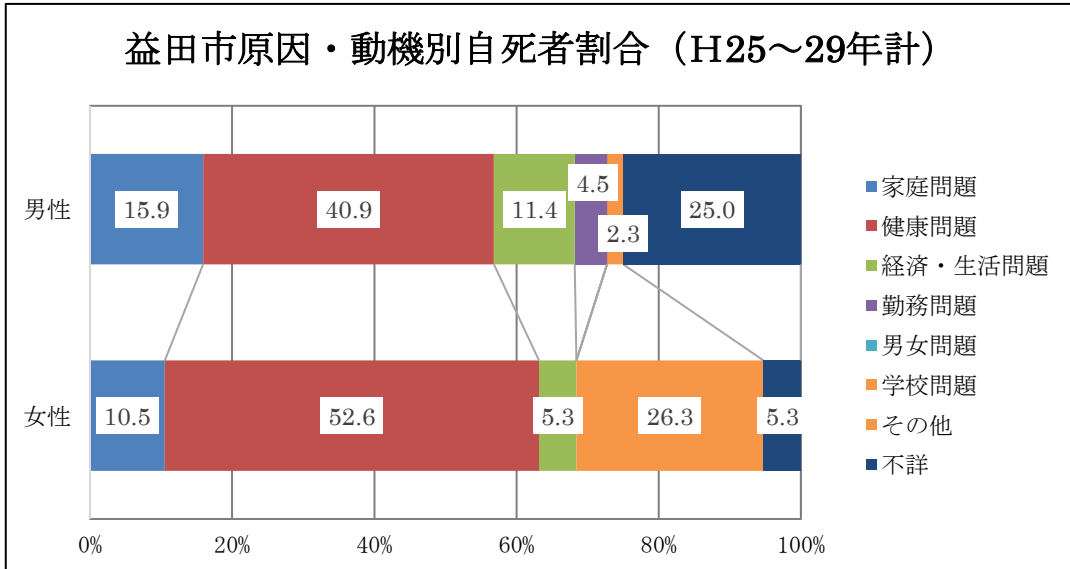


図 10：益田市原因・動機別自死者割合（H25～29年計）

資料：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）を基に益田市が作成

(6) 対策が優先されるべき対象群 (地域自殺実態プロファイル)

表1：地域の主な自死の特徴〔特別集計 (自殺日・住居地、H25～29合計)〕

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 60歳以上無職同居	14	26.9%	63.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:女性 60歳以上無職独居	5	9.6%	51.6	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性 40～59歳有職同居	5	9.6%	22.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位:女性 60歳以上無職同居	5	9.6%	14.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性 60歳以上無職独居	4	7.7%	120.2	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

出典：「地域自殺実態プロファイル (2018 更新版)」(自殺総合対策推進センター)

※順位は自死者数の多さに基づき、自死者数が同数の場合は自殺率の高い順としています。

※「背景にある主な自殺の危機経路：図11参照」とは、自殺実態白書2013 (ライフリンク) を参考にしています。あくまでも、該当する性・年齢等に応じ、全国的に見て代表的と考えられる「自死の危機経路」を示すものであり、提示された経路が唯一のものではありません。

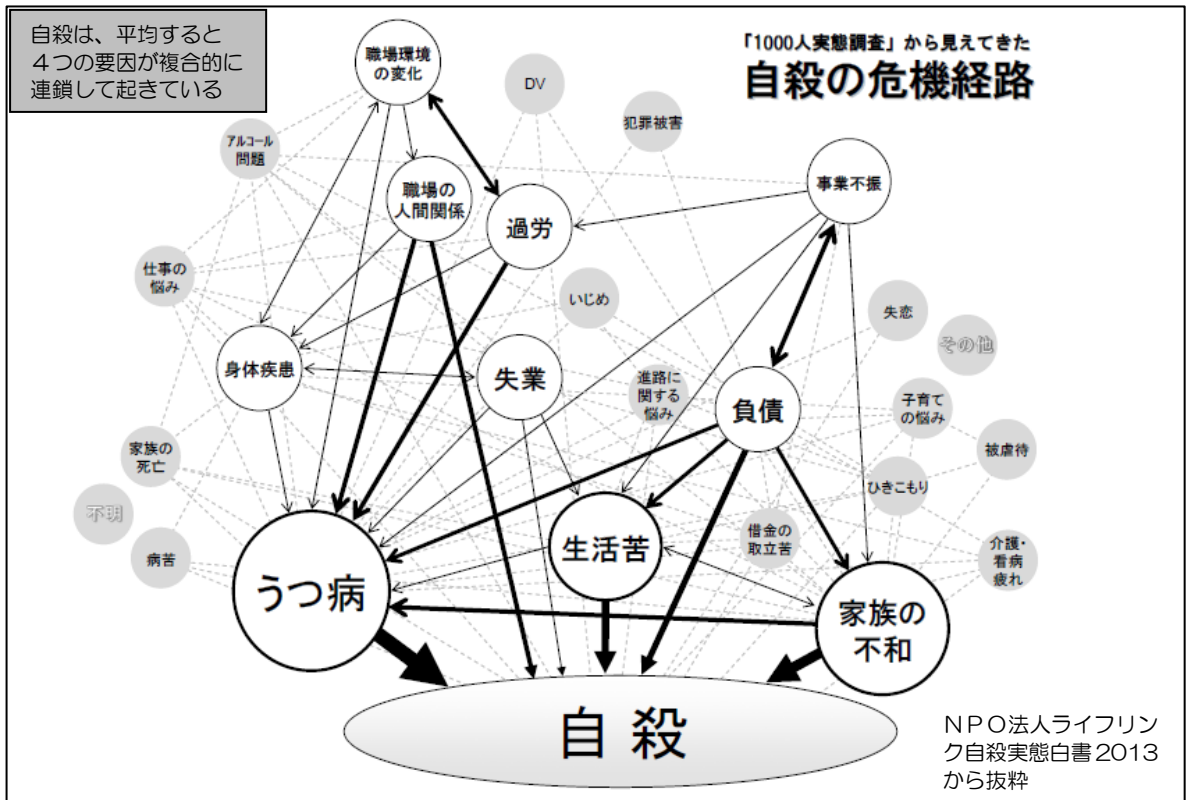


図11：「背景にある主な自殺の危機経路」

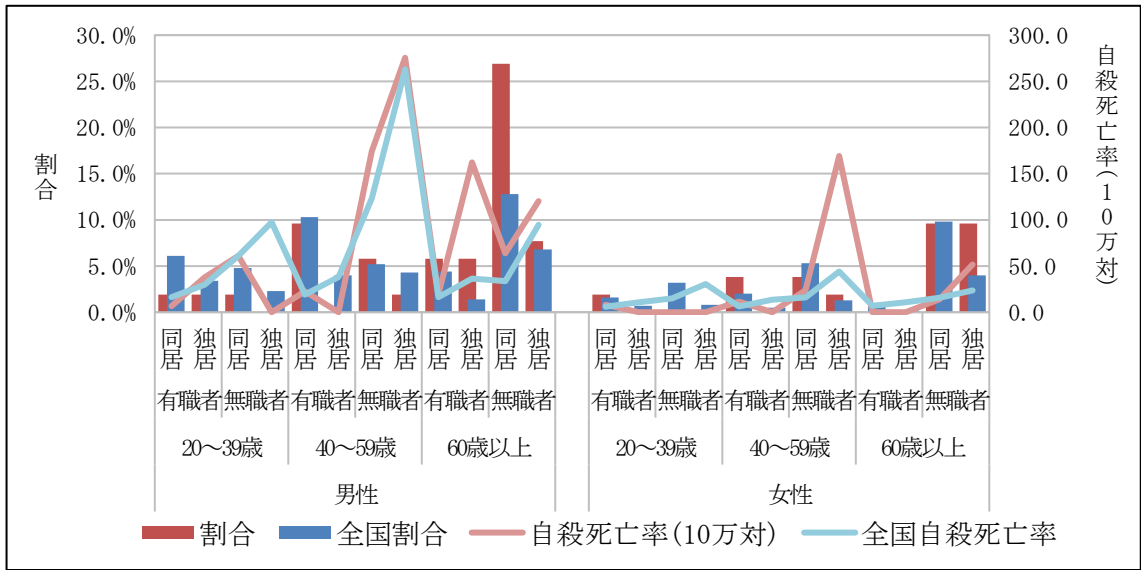


図12: 地域の自死の概要 [特別集計 (自殺日・住居地、H25~29合計)]

出典: 「地域自殺実態プロファイル (2018 更新版)」 (自殺総合対策推進センター)

2 現状のまとめ

益田市の自死者数は、ここ数年10人前後で推移しています。自殺死亡率では、島根県は全国順位の上位に位置し続けており、益田市の自殺死亡率においても、平成27年までは全国の自殺死亡率を超える状態で推移していました。

男女別では、男性が特に多く、年代では、40歳以上の中高年層が多くなっています。自死の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しています。

第3 これまでの取組と評価

益田市における自死対策は、平成16年度から益田圏域自死総合対策連絡会を中心に、地域の実情に応じた取組を展開してきました。

平成22年度から、島根県地域自死対策強化市町村事業を活用し、益田市自死総合対策庁内連絡会議の設置、また、平成23年度には益田市内の専門機関・関係団体による益田市自死総合対策ネットワーク会議を設置し、自死対策に取り組んできました。

これにより、公民館単位や地域のサロンなどで、心の健康問題についても身近に語り合えるようになり、また、自死の原因となる失業や多重債務等の社会的要因に対する働きかけの両面から総合的に取組むこと、予防の観点に加え、未遂者や自死遺族への支援などを実施してきました。

1 取組の現状と課題

施策	取組の現状	課題
1. 地域におけるネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○自死に関する統計等の情報収集と関係機関への提供 ○益田市自死総合対策庁内連絡会議の構成課、益田市自死総合対策ネットワーク会議の構成機関とともに連携した取組の実施 ○相談体制の充実、相談支援者のスキルアップに向けネット輪ーク※¹（事例検討会）の実施 ○精神科救急医療体制について関係機関での話し合いの実施 ○健康ますだ市21推進協議会心の健康部会との活動連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○実態把握から適切な施策につなげる必要があります。 ○継続した取組にあわせ、他の関係機関・団体と連携した取組を進める必要があります。 ○健康ますだ市21推進協議会の活動と連携し、支援することが必要です。 ○精神科受診に結びつくよう一般診療科のかかりつけ医師とのネットワークを強化していく必要があります。
2. 自死対策を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ゲートキーパー養成研修会※²を開催 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>市職員、市議会議員、自死総合対策ネットワーク会議関係団体、社会福祉協議会、健康ますだ市21心の健康部会関係者</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○さらに対象を広げてゲートキーパー養成研修会を行う必要があります。

<p>3. 住民への啓発と周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○心の健康づくり出前講座（松ヶ丘病院委託事業）を市内全域で実施 ○9月の自死防止週間、3月の自死対策強化月間において、街頭キャンペーンの実施やケーブルテレビ等で周知啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続的な啓発活動の検討が必要です。 ○どこにも相談しない人に対するアプローチの方法を検討する必要があります。 ○早期発見の視点から、職域、教育機関との連携が必要です。 ○各種相談窓口について広く周知を行う必要があります。 ○事業所等へ心の健康づくり出前講座の活用を勧める必要があります。
<p>4. 生きることの促進要因への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○うつ病等の懸念のある人への健康相談の実施 ○救急外来職員の研修実施 ○未遂者及びその家族への心の相談機関一覧表の作成及び手渡し ○自死遺族自助グループ主催の分かち合いの集いへの会場提供、市民への周知 ○自死遺族自助グループの方と自死対策関係者との意見交換を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○未遂者への対応については十分でなく、今後、さらに精神科医療や救急外来医療機関との連携を図る必要があります。 ○分かち合いの会の集いの一層の周知に努める必要があります。
<p>5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の相談体制の充実のためのスクールカウンセラーの活用 ○小中学生を対象にこころの健康教室を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○こころの健康教室について周知し、広くSOSの出し方に関する教育を進めていく必要があります。

※¹ネット輪 ー ク：支援者の相談スキルアップを目的に対処が難しい事例を精神科専門医師、関連スタッフとともに支援方法を検討するための事例検討会。

※²ゲートキーパー養成研修会：自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとることができる人材を育成するための研修会。

第4 いのち支える自死対策における取組

本市の自死対策は、大きく3つの施策群で構成されています。

国の定める地域自殺対策政策パッケージにおいて、すべての市町村が共通して取組むべきとされている「基本施策」と、本市の自死の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイル（P.9 表1参照）により、60歳以上の高齢者の自死が多いこと、原因として失業や生活苦が多い傾向であることから示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた施策を推進していきます。

また、庁内外の様々な既存事業を「生きる支援関連施策（生きることを支える取組）」と位置付け、より包括的・全市的に自死対策を推進していきます。

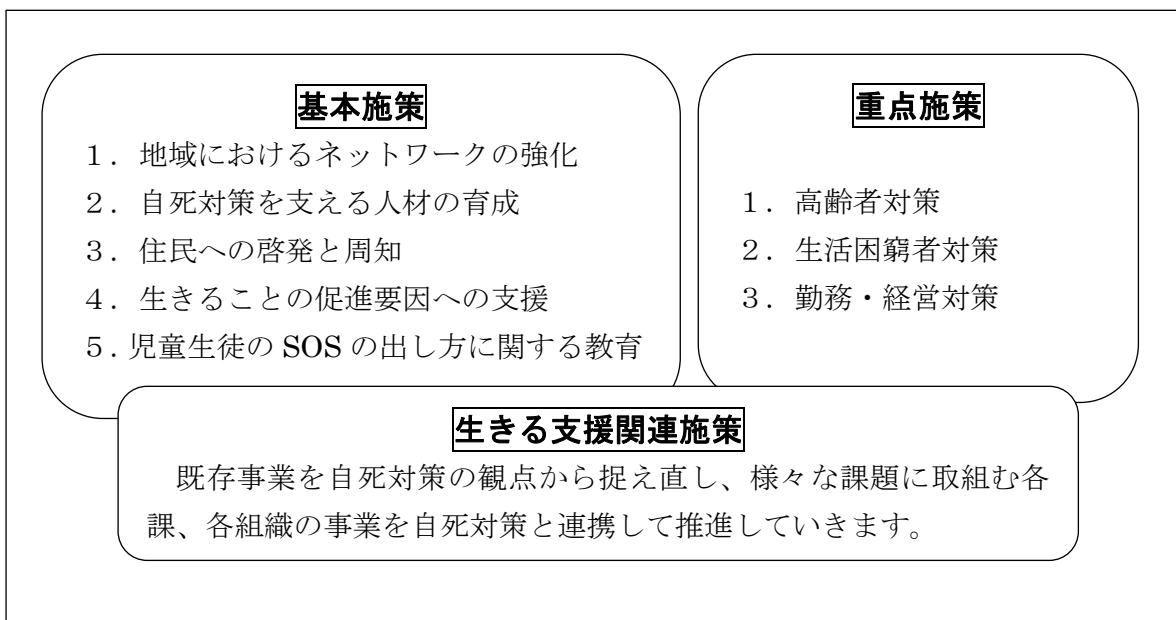


図13：益田市の自死対策の3つの施策群

1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自死の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題など様々な要因が複雑に関係しています。それらに適切に対応するために地域の多様な関係者が連携、協力して、包括的な取組を行うことが重要です。そのため、自死対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を推進します。

①地域における連携・ネットワークの強化

自死対策は、保健、医療、福祉、教育、労働等、様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。行政と関係機関が連携、ネットワークを強化し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

【 事業名 】 内 容	担当課・団体
①【益田市自死総合対策ネットワーク会議】 地域の実情に応じた自死対策の協議や関係機関相互の意見交換及び情報共有を行い、地域における自死対策のネットワークの構築を図ります。	健康増進課
②【益田市自死総合対策庁内連絡会議】 地域の実情に応じた自死対策の協議や関係課相互の意見交換及び情報共有を行い、庁内における自死対策のネットワークの構築を図ります。	健康増進課
③【生活相談員の配置、地域の見守りや相談・支援、地域福祉活動】 民生委員・児童委員を生活相談員として委嘱し、地域の困りごとなどの情報を収集するとともに、必要に応じて相談・支援等を行います。	福祉総務課 益田市民生委員児童委員協議会

●評価指標

評価項目	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
益田市自死総合対策ネットワーク会議 開催回数	4回/年 (通常2回、計画策定 のため2回開催)	2回以上/年
益田市自死総合対策ネットワーク会議 での連携意識アンケートの実施回数	—	1回/年
益田市自死総合対策庁内連絡会議開催 回数	2回/年	2回以上/年

②特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

特定の問題に対して、行政と関係機関が連携・ネットワークを強化し、問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決を図ります。

<p style="text-align: center;">【 事業名 】 内 容</p>	<p style="text-align: center;">担当課・団体</p>
<p>4【子ども家庭総合支援拠点の運営】 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、相談対応、家庭訪問等を行い、寄り添って継続的に支援するとともに、子どもの権利保障や児童虐待の未然防止の観点から関係機関と連携し、適切な支援につなげます。</p>	<p style="text-align: center;">子ども家庭支援課</p>
<p>5【障害者相談支援事業】 障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、その他障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。</p>	<p style="text-align: center;">障がい者福祉課</p>
<p>6【地域ケア会議】 高齢者が住み慣れた地域で生活していくための課題の整理とその対策を行います。</p>	<p style="text-align: center;">高齢者福祉課</p>
<p>7【高齢者虐待対応ケア会議】 高齢者虐待と疑われる実際の事例について、各分野のアドバイザーとともに様々な角度から検証し、支援の方向性を明確にすることで、より専門的な支援につなげます。</p>	<p style="text-align: center;">高齢者福祉課</p>
<p>8【いじめ・不登校等対策推進事業】 益田市いじめ防止基本方針の周知、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。</p>	<p style="text-align: center;">学校教育課</p>
<p>9【ハイリスク妊産婦ケース会】 松ヶ丘病院と益田赤十字病院産婦人科が連携し、精神科受診中の妊産婦について、多職種によるケース会を行い支援します。</p>	<p style="text-align: center;">松ヶ丘病院 益田赤十字病院</p>
<p>10【各種事件事故対応及び警察安全相談】 市内で発生した事件・事故に対応し、警察に寄せられる困りごと等の各種相談に応じます。</p>	<p style="text-align: center;">益田警察署</p>

●評価指標

評価項目	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
相談支援事業所数	5か所	5か所
基幹相談支援センター事業所数	1か所	1か所
益田市地域ケア会議開催回数	2回/年	2回/年
高齢者虐待対応ケア会議の開催回数	4回/年	4回/年
益田市いじめ問題対策連絡協議会の開催回数	2～3回/年	2～3回/年

(2) 自死対策を支える人材の育成

自死を防ぐには、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

①さまざまな職種を対象とする研修（庁内）

日頃から地域住民と接する機会の多い市職員等を中心に、ゲートキーパー養成研修会等を開催し、自死対策の支え手を育成します。

【事業名】 内容	担当課・団体
11 【全職員を対象としたゲートキーパー養成研修会】 自死の危険を示すサインに気づき、適切に対応することができる「ゲートキーパー（命の門番）」としての役割を果たすことができるよう、研修会を実施します。	健康増進課
12 【ネット輪ーク（事例検討会）】 支援者の相談スキルアップを目的に対応が難しい事例を精神科専門医師、関連スタッフとともに支援方法を検討します。	健康増進課

●評価指標

評価項目	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
ゲートキーパー養成研修会開催回数	2回/年	2回以上/年

ゲートキーパー養成研修会アンケートで「理解できた」と回答した人の割合	—	70%以上
ネット輪ーク（事例検討会）開催回数	2回/年	2回/年

②一般住民を対象とする研修

日頃から地域住民と接する機会の多い民生委員や地区組織等、関係団体、地域ボランティア等を中心に、ゲートキーパー養成研修会等を開催し、地域における自死対策の支え手を育成します。

【事業名】 内容	担当課・団体
13 【一般市民や各種団体を対象としたゲートキーパー養成研修会】 健康ますだ市21推進協議会、生活相談員等と協力し、自死の危険を示すサインに気づき、適切に対応することができる「ゲートキーパー（命の門番）」としての役割を果たすことができるよう、研修会を実施します。	健康増進課
14 【心の健康づくり出前講座】 各地区健康づくりの会 ^{※3} 、サロン、職場、任意団体において心の健康づくりに関する講演会・研修会を開催します。（松ヶ丘病院へ委託）	健康増進課

●評価指標

評価項目	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
ゲートキーパー養成研修会開催回数	2回/年	2回以上/年
ゲートキーパー養成研修会アンケートで「理解できた」と回答した人の割合	—	70%以上
心の健康づくり出前講座実施回数	18回/年	20回以上/年

※3健康づくりの会：市内20か所にある住民が主体となって健康づくりをすすめる組織。

③学校教育、社会教育の場における人材育成

児童生徒等の自死を防止するために、身近なところで相談できるよう、学校教育、社会教育関係者による相談体制の強化を図ります。

【事業名】 内容	担当課・団体
15【子ども若者支援センターの運営】 困難を有する子どもや若者、またその保護者や関係者からの相談を受け、様々な活動を通して、学習や就労意欲を高め、次のステップへ踏み出せるよう支援を行います。	社会教育課

●評価指標

評価項目	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
子ども若者支援センター職員研修回数	4回/年	4回/年

④関係者間の連携調整を担う人材の育成

関係機関が連携するためには「つなぎ役」となるコーディネーターの存在が重要となります。多岐にわたる問題を抱えている人に対し、迅速かつ確実に庁内外の関係機関や専門機関につなぎながら、継続的な支援を行うため、連携体制を強化します。

【事業名】 内容	担当課・団体
【ネット輪ーク（事例検討会）】（再掲12） 支援者の相談スキルアップを目的に対応が難しい事例を精神科専門医師、関連スタッフとともに支援方法を検討します。	健康増進課

⑤寄り添いながら伴走型支援を担う人材育成

自死を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の人々や組織が密接に連携する必要があります。

【 事業名 】 内 容	担当課・団体
【生活相談員の配置、地域の見守りや相談・支援、地域福祉活動】 (再掲³) 民生委員・児童委員を生活相談員として委嘱し、地域の困りごとなどの情報を収集するとともに、必要に応じて、相談・支援等を行います。	福祉総務課 益田市民生委員児童委員協議会

(3) 住民への啓発と周知

自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、市全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行います。

①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

さまざまな機会を活用して、自死防止に関する総合的な情報提供に努めます。

【 事業名 】 内 容	担当課・団体
16 【自死防止週間、自死対策強化月間の取組】 自殺予防週間（9月10日から9月16日まで）及び自殺対策強化月間（3月）に合わせ、市広報や告知端末で周知し、街頭キャンペーンを行うなど集中的に啓発します。	健康増進課
17 【ハートメガフォンの周知啓発】 オリジナルグッズを作成し、心の健康づくりの普及、気軽に相談できる仕組みづくりを推進します。	健康増進課
18 【職場環境改善等のパンフレット掲示】 労働条件など働き方に関する注意喚起パンフレット、ポスターなどを適宜掲示し、事業者に配布します。	産業支援センター
19 【学校図書館活用事業】 「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ります。	学校教育課

●評価指標

評価項目	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
街頭キャンペーンのチラシ・グッズ配布数	900部	900部
自死対策強化月間のストレスチェック 表庁内設置箇所	6箇所	10箇所以上

②市民向け講演会・イベント等の開催

【事業名】 内容	担当課・団体
20【人権・同和問題啓発事業】 人権・同和問題の理解を図るため、様々な人権課題について、展示や広報、講演会、研修会を実施し、啓発します。	人権センター
21【成人保健対策事業】 健康づくりの会等と連携し、心の健康や自死に関する正しい知識等について普及啓発します。また、健康相談、個別訪問を行い、抱えている問題を把握し、支援につなげます。	健康増進課
【心の健康づくり出前講座】(再掲14) 各地区健康づくりの会、サロン、職場、任意団体において心の健康づくりに関する講演会・研修会を開催します。(松ヶ丘病院へ委託)	健康増進課
22【健康づくり市民運動推進事業(健康ますだ市21)】 各地区健康づくりの会を中心に、地区の特性を生かした健康づくりを展開します。心の健康についても住民に広く普及啓発します。	健康増進課
23【うつ病等についての普及啓発の推進】 自ら早くうつ病に気づき対応するために産業医部会や学校医部会を通して、職場や学校で、うつ病の正しい知識の普及を図ります。ストレスチェック後の面接指導、職場環境改善等、事業所と連携し、ストレス管理を行います。	益田市医師会
24【夢広がるライフプラン事業、「命」に関する教育の推進】 市内助産師、保育士による「産んでくれてありがとう」「育ててくれてありがとう」教室の出前授業を実施します。また、教育活動全体を通じて、学校の実態に応じ、「命に関する教育」を実施します。	子ども家庭支援課 市内高等学校

●評価指標

評価項目	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
心の健康づくり出前講座実施回数 (再掲)	18回/年	20回以上/年

③メディアを活用した啓発

【事業名】 内容	担当課・団体
25【広報等による情報発信】 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に合わせ、市広報や市ホームページ、ケーブルテレビにより心の健康に関する啓発活動を行います。	政策企画課 健康増進課

●評価指標

評価項目	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
市広報掲載回数	1回/年	2回以上/年
ケーブルテレビ放送回数	1回/年	1回以上/年

(4) 生きることの促進要因への支援

自死対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。このような観点から、居場所づくり、自死未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進します。

①居場所づくり

地域にある居場所づくり活動等について把握し、民間団体とも連携しながら、居場所づくりや生きがいづくりの活動を支援します。また、地域、家庭の中で安心して暮らせるよう支援します。

【事業名】 内容	担当課・団体
26【ふれあいサロンニコニコの部屋運営支援事業】 障がいのある子どもを育てる家庭、ひとり親家庭の子ども同士・親同士、外国人家庭の交流を深める場を提供します。 (益田市保育研究会へ委託)	子ども福祉課

<p>27 【産後デイケア事業】</p> <p>出産後の心身ともに不安定になりがちな時期に、心身のケアやサポートを行うことで、安心して子育てができるように支援します。</p>	<p>子ども家庭支援課</p>
<p>28 【訪問指導事業】</p> <p>妊娠期から子育て期まで、子育てに関する悩みや不安を軽減・解消するために、助産師・保健師・看護師等の家庭訪問を通して情報提供や養育環境の把握を行い、安心して子育てができるよう支援します。</p>	<p>子ども家庭支援課</p>
<p>【子ども家庭総合支援拠点の運営】（再掲⁴⁾）</p> <p>子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、相談対応、家庭訪問等を行い、寄り添って継続的に支援するとともに、子どもの権利保障や児童虐待の未然防止の観点から関係機関と連携し、適切な支援につなげます。</p>	<p>子ども家庭支援課</p>
<p>29 【地域子育て支援センター事業】</p> <p>主に乳幼児期の子育て支援の拠点施設として、子育てしやすい環境を整備し、交流・相談・学習・情報提供などの各種事業を行い、子どもの健やかな育ちを支援します。</p>	<p>子ども家庭支援課 (子育て支援センター)</p>
<p>30 【介護予防事業】</p> <p>身近な場での健康教室を開催し、介護予防の知識普及と日頃から声をかけあえる関係づくりを図ります。また、集いの場として高齢者サロン等の自主活動を支援します。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>【障害者相談支援事業】（再掲⁵⁾）</p> <p>障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、その他障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。</p>	<p>障がい者福祉課</p>
<p>31 【生活総合相談事業】</p> <p>市民の人権に関すること、生活の困りごとや悩みごとなど生活全般に関わる相談を行います。</p>	<p>人権センター</p>
<p>32 【学校環境適応感尺度調査】</p> <p>児童生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善します。</p>	<p>学校教育課</p>

<p>33 【スクールソーシャルワーカー※⁴活用事業】 さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、置かれた環境に働きかけたり、多様な支援方法を用いて課題解決を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>34 【不登校児童生徒支援事業】 不登校児童生徒を対象にした適応指導教室の設置や自立を援助する学習・生活指導等の実施、保護者に対する相談を行います。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>【子ども若者支援センターの運営】（再掲15） 困難を有する子どもや若者、またその保護者や関係者からの相談を受け、様々な活動を通して、学習や就労意欲を高め、次のステップへ踏み出せるよう支援を行います。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>35 【地域活動支援センターの運営】 障がいの種別は問わず来所してもらい、互いに話をしてコミュニケーションや人間関係づくりの場を提供します。また、その人の自己肯定感を高めていくための支援を行います。電話・来所での相談も行います。</p>	<p>益田市障害者福祉センター あゆみの里</p>

●評価指標

評価項目	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
こんにちは赤ちゃん訪問の訪問率	99.4%	100%
子育て支援センター交流相談日実施回数	30回/年	30回/年
学校環境適応感尺度調査実施回数	2回/年	2回/年

②自死未遂者等への支援

自死未遂者は自死対策においては重要なハイリスク群であり、自死未遂者の再発防止は自死者数を減少させるための優先課題の一つです。関係機関が連携し、継続的な医療支援や相談機関ができるような体制を検討していきます。

※⁴スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、課題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援をする専門家。

【事業名】 内容	担当課・団体
36【自死未遂者への支援】 自死未遂者やその家族に対して可能な場合は、相談先のチラシ等を配付します。必要に応じ、関係機関と連携し対応します。	益田赤十字病院
37【関係機関との連携強化】 「精神科救急医療体制整備益田圏域連絡調整会議」等の協議の場を活用し、自死未遂者等に対応する関係機関の連携・ネットワークの構築を図ります。	益田保健所
38【「圏域版こころの相談先一覧表」の作成・配布】 救急外来等で活用できる相談機関案内チラシを作成し、配布します。	益田保健所

③遺された人への支援

自死対策においては事前対応や危機対応のみならず、自死が起きた後の事後対応も重要です。自死遺族等への支援として、例えば相続や行政手続に関する情報提供等の支援と同時に、自死への偏見による遺族の孤立防止や遺族の心を支える活動も重要です。

【事業名】 内容	担当課・団体
39【自死遺族自助グループへの支援】 市広報への掲載や会場提供、意見交換の場を持つことを通して、自死遺族自助グループへの支援を行います。	健康増進課

●評価指標

評価項目	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
リーフレットの設置箇所数	—	15箇所
自死遺族支援に関する内容を取り入れたゲートキーパー研修会の開催回数	—	2回以上/年

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育を進めていきます。

① SOSの出し方に関する教育の実施

② SOSの出し方に関する教育を推進するための連携強化

【事業名】 内容	担当課・団体
40【地域医療教育推進事業】 小中学校の時期に地域医療の現状や課題、命の大切さについて学ぶための教育を行います。希望した学校において「こころの健康教室」を企画実施します。	健康増進課
41【スクールカウンセラー^{※5}活用事業】 市内小中学校で心理等の専門的な知識や技術を有するスクールカウンセラーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、支援の拡充を図ります。	学校教育課

●評価指標

評価項目	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
地域医療教育推進事業の実施校数	全校	全校

2 重点施策

(1) 高齢者対策

高齢者特有の課題を踏まえつつ、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等、多様な背景や価値観に対応した支援や働きかけを行います。

①包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

※5 スクールカウンセラー：心理の専門的な知識、技術を活用し、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携して必要な支援をするための心の専門家。

【事業名】 内容	担当課・団体
【地域ケア会議】（再掲⁶) 高齢者が住み慣れた地域で生活していくための課題の整理とその対策を行います。	高齢者福祉課
【高齢者虐待対応ケア会議】（再掲⁷) 高齢者虐待と疑われる実際の事例について、各分野のアドバイザーとともに様々な角度から検証し、支援の方向性を明確にすることで、より専門的な支援につなげます。	高齢者福祉課

●評価指標

評価項目	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
益田市地域ケア会議開催回数（再掲）	2回/年	2回/年

②地域における要介護者に対する支援

介護職員のみならず、かかりつけ医や他機関との連携による介護者、家族を含めた包括的な支援を提供していきます。

【事業名】 内容	担当課・団体
42【在宅医療・介護連携推進事業】 慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業所などの関係者の連携を推進します。	高齢者福祉課
43【生活支援体制整備事業】 市町村や生活支援コーディネーターが中心となって、関係団体等と協働する体制を敷き、高齢者の生活支援体制を構築します。	高齢者福祉課

●評価指標

評価項目	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
在宅医療・介護連携推進協議会開催回数	3回/年	3回/年
第1層協議体開催回数	2～3回/年	2～3回/年

③高齢者の健康不安に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自死原因として最も多い健康問題について、関係機関が連携しながら相談体制を強化していきます。

【事業名】 内容	担当課・団体
【成人保健対策事業】(再掲21) 健康づくりの会等と連携し、心の健康や自死に関する正しい知識等について普及啓発します。また、健康相談、個別訪問を行い、抱えている問題を把握し、支援につなげます。	健康増進課

●評価指標

評価項目	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
身近な場所での教室・相談の開催	20地区	20地区

④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

さまざまな関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防のみならず、高齢者の心身機能の変化を受け入れることができる体制を構築していきます。

【事業名】 内容	担当課・団体
【介護予防事業】(再掲30) 身近な場での健康教室を開催し、介護予防の知識普及と日頃から声をかけあえる関係づくりを図ります。また、集いの場として高齢者サロン等の自主活動を支援します。	健康増進課
【健康づくり市民運動推進事業(健康ますだ市21)】 (再掲22) 各地区健康づくりの会を中心に、地区の特性を生かした健康づくりを展開します。心の健康についても住民に広く普及啓発します。	健康増進課

●評価指標

評価項目	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
介護予防を目的とした教室の開催	20地区	20地区

(2) 生活困窮者対策

様々な背景を抱える生活困窮者は、経済的な困窮だけでなく社会的孤立を深めている場合が多く、自死のリスクの高い人たちであることを認識する必要があります。このような状況を理解し伴走型の効果的な生活困窮者支援対策に取り組むことで、包括的な生きる支援を展開していきます。

①相談支援、人材育成の推進

②居場所づくりや生活支援の充実

③自死対策と生活困窮者自立支援制度との連動

【事業名】 内容	担当課・団体
4.4 【生活保護に関する事務】 相談者やその家族が抱える問題や現状を把握し、必要に応じて適切な支援が受けられるよう、相談を行います。	福祉総務課
4.5 【生活困窮者自立相談支援事業】 生活困窮者が生活困窮から早期に脱却できるよう、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人一人の困りごとに合わせて自立に向けた支援を行います。(益田市社会福祉協議会へ委託)	福祉総務課 益田市社会福祉協議会
4.6 【生活総合相談】 市民の人権、生活の困りごとや悩みごとなど生活全般に関わる相談を行い、ケースによっては適切な関係機関を紹介します。	人権センター

(3) 勤務・経営対策

働き方改革の諸施策と連携を図りながら、勤務環境、労働環境の多様化に対応したメンタルヘルス対策の推進を図ります。

①職場におけるメンタルヘルス対策の推進

②過労自死を含む過労死等の防止について

③長時間労働の是正

④ハラスメント防止対策

⑤経営者に対する相談事業の実施等

【 事業名 】 内 容	担当課・団体
47 【島根県農業経営相談所の設置・運営】 担い手農業者の法人化や経営発展を支援するため、相談窓口を設置し、専門家派遣や地域と連携した支援体制を整備します。	農林水産課
48 【街頭キャンペーン等による啓発活動】 自死防止週間街頭キャンペーン等で労働相談の相談窓口についても広く周知啓発します。	健康増進課
49 【職場におけるメンタルヘルス対策の推進】 産業医を対象に職場復帰の判断や復職後の職場での配慮、制限など産業医としての対応ポイントについて、メンタルヘルス研修会を実施します。	益田市医師会
50 【専門家による心の健康相談】 就職に対する様々な心理的不安や悩みを抱える人を対象に産業カウンセラーによる相談を行います。	益田公共職業安定所
51 【益田商工会議所 経営相談】 経営指導員を中心に個別企業の課題に対し、国県等の施策を活用して相談・指導を行います。	益田商工会議所
52 【美濃商工会 経営相談】 商工会職員による定期的な巡回指導と窓口指導により経営計画等の策定支援、専門家アドバイザー派遣等による経営支援を行います。	美濃商工会
53 【小規模事業場を対象にした産業保健サービスの提供】 労働者50人未満の小規模事業場を対象に、①労働者の健康管理に係る相談、②健康診断の結果について医師の意見聴取、③長時間労働者に対する面接指導、④高ストレス者に対する面接指導を無料で行います。	島根産業保健総合支援センター益田地域窓口 (益田地域産業保健センター)

3 生きる支援関連施策

(1) 庁内関係課

●は基本施策、重点施策として記載。数字は事業番号を記載。

担当	事業名(事務内容)	自死対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS出し方	高齢者	生活困窮者	勤務経営
政策企画課	益田市くらしの便利帳の発行	様々な支援に関する相談先等の情報を掲載することで、市民に情報周知を図る。			○					
	市広報等による情報発信	担当課の情報提供に基づき、効果的な啓発活動となるよう記事掲載等を行う。			25●					
人口拡大課	地域づくり支援	地域づくりに対する支援、地区民の交流や居場所づくり等の創出により、相談しやすい環境や孤独に陥りにくい生活環境づくりを間接的に支援する。				○				
人事課	職員健康相談	職員が健康で働き続けられるように健康不安やストレスを抱える職員の状態を把握し、問題があれば適切な支援へつなげる。また、住民から様々な相談に応じる職員の心身の健康の維持増進を図ることで「支援者への支援」を行う。			○					○
	職員カウンセリング		○		○	○				○
	ストレスチェック		○		○					○
	職員研修		職員研修の1コマとして、メンタルヘルスや職場環境等に関する講義を導入することで全庁的に健康で働き続けるためのベースとする。		○	○				
税務課	納税相談	納税の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を整える。	○						○	
市民課	死亡届後の情報提供	死亡届を提出後、遺族に対して、死亡後の手続きの一覧表を送付したり、相談機関や自死遺族自助グループのパンフレットを設置し、情報提供をすることで遺族への支援を行う。			○					
危機管理課	防災対策事務	地域防災計画において、メンタルヘルスの重要性や実施事業について定めることにより、災害発生時等における被災者のメンタルヘルス対策を推進する。	○		○					
保険課	保険税(料)の賦課、収納、減免	保険税(料)の滞納をしている人は、経済的な困難を抱えている人も少なくない。納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点とする。	○		○				○	

●は基本施策、重点施策として記載。数字は事業番号を記載。

担当	事業名(事務内容)	自死対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS出し方	高齢者	生活困窮者	勤務経営
保険課	重複多受診者訪問指導	医療機関を頻回・重複受診する人の中には、地域で孤立状態にあつたり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自死リスクが高い人もいられる。訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自死のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことで、自死リスクの軽減を図る。	○		○					
子ども福祉課	ふれあいサロンニコニコの部屋運営支援事業	保護者が集い交流できる場を設けることで、悩みや喜びを共有し、互いを理解し合えることで、リスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し、早期の対応につなげる接点とする。	○			26●				
	保育の実施(公立保育園・私立保育園など)	保育士にゲートキーパー研修会を受講してもらうことで、保護者の自死リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。	○	○						○
	保育料等納入促進事業	保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えて払いたくても払えない状態、かつ、必要な支援につなげていない人もいられる。収納担当職員がそうした保護者に気づいた時には適切な機関へつなぐ等、収納担当職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。	○	○					○	
	一時保育事業・一時預かり事業	保護者と対面する機会となり、保育士が保護者や家庭の状況を知る機会となる。保育士にゲートキーパー研修会を受講してもらうことで、保護者や家庭が問題を抱えている場合には、必要な支援先につなぐなど、支援への接点とする。	○	○						
	病児保育事業	放課後児童クラブを通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点とする。問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応を取る。	○	○						○
	放課後児童対策事業	放課後児童クラブを通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点とする。問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応を取る。	○	○						○
	ますだ子育て応援宣言企業登録制度	応援宣言企業の事業者がゲートキーパー研修会を受講してもらうことで、問題を抱える保護者がいた場合には、行政につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。	○	○						○

●は基本施策、重点施策として記載。数字は事業番号を記載。

担当	事業名(事務内容)	自死対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS出し方	高齢者	生活困窮者	勤務経営
子ども福祉課	児童扶養手当の支給	家族との離別・死別を経験している人は自死のリスクが高まる場合がある。手続の際、自死のリスクを抱えている可能性がある保護者との接触窓口として活用し、問題を抱える保護者がいた場合には、支援につなげる接点とする。	○			○			○	
	母子家庭等自立支援給付金事業	給付金申請時に申請者とやりとりができるのであれば、自死のリスクを抱えた人を把握して、支援へとつなげる接点とする。	○			○			○	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	貸付前後で、保護者と対面でやりとりする機会があれば、自死リスクを早期に発見し、他機関と連携して支援を行っていくうえでの契機とする。	○			○			○	
	母子・父子自立支援員設置事業	自立支援員にゲートキーパー研修会を受講してもらうことで、自死リスクの高いひとり親家庭を、他の機関へとつなぐ等の対応の強化を図る。	○	○		○			○	
	母子会連合会支援事業	母子会連合会に加盟する会員同士の対面時や貸付金申請時に申請者とやりとりができるのであれば、自死のリスクを抱えた人を把握して、支援へとつなげる接点とする。	○			○			○	
	ひとり親等児童入学生度金支給事業	支度金支給申請時に保護者と対面でやりとりする機会があれば、自死リスクを早期に発見し、他機関と連携して支援を行っていくうえでの契機とする。	○			○			○	
	交通遺児手当の支給	家族との死別を経験している方は自死のリスクが高まる場合がある。手当申請時に申請者とやりとりする機会があれば、自死のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげる接点とする。	○			○			○	
	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業と自死対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。	○	○	○	○				
子ども家庭支援課	産後ケア事業	産後の体調や育児に不安や疲れを感じていたり、家族等から十分な家事や育児等の支援が受けられない方が利用することで産後うつ病を含む様々な不調の予防につながり、自死リスクの軽減を図る。	○		○	● ²⁷				
	訪問指導事業 ・妊産婦、新生児訪問 ・こんには赤ちゃん訪問 ・養育支援訪問 他	原則、全員を対象として産後うつ病をスクリーニングするための質問票を用いて訪問時に面談を行う。産後うつ病の可能性を早期に発見し、必要に応じて専門機関につなぎ、育児環境を整えることで自死リスクの軽減を図る。	○		○	● ²⁸				

●は基本施策、重点施策として記載。数字は事業番号を記載。

担当	事業名(事務内容)	自死対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS出し方	高齢者	生活困窮者	勤務経営
子ども家庭支援課	子ども家庭総合支援拠点の運営	児童虐待防止は被虐待児の自死防止、将来的な自死リスクを抑えることにおいて極めて重要である。児童虐待の対応を通して、家庭の問題の深刻化を防ぐことで自死リスクの軽減を図る。	4●		○	4●	○			
	子育て世代包括支援センターの運営	支援を必要とする家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら育児環境を整えることで、安心して子育てができるよう支援する。	○		○	○				
	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機とする。	○		○	○				
	乳幼児健康診査 ・乳児健診 ・1歳6ヵ月児健診 ・2歳児歯科健診 ・3歳児健診	健診の場を通して、育児環境や保護者の心身の状況を確認し、抱える問題の早期発見・早期対応を行うことで、自死リスクの軽減を図る。	○		○	○				
	母子保健推進員地域活動	身近な存在として、地域や家庭で起こっている問題にいち早く気づき、早急な連絡体制をとることにより、早期対応につながり自死リスクの軽減を図る。	○	○	○	○				
	夢広がるライフプラン事業	市内高等学校を対象に助産師、保育士による「産んでくれてありがとう」「育ててくれてありがとう」教室の出前授業を実施することで、命の大切さや人に対する思いやりの心を育てる。また、自己肯定感や自己有効感を高める。			24●		○			
子育て支援センター	地域子育て支援センター事業	気軽に集える交流の場や育児に関する相談ができる場を設置することで、孤立感や不安感等の軽減に寄与するとともに、家庭状況等に困難を抱える保護者の発見と専門機関などへの早期対応へつなげる。	○		○	29●				
	ファミリーサポートセンター事業	周囲に親族、知人がいない場合、子育てに伴う負担が過度に夫婦(特に妻)にかかると思われる。有料ではあるが、子育ての援助を受けられることで、負担感の軽減や家庭状況等の気づきにつなげる。	○			○				
健康増進課	ゲートキーパー養成研修会	心の健康や自死に関する正しい知識の普及啓発を図り、市職員、民生委員等それぞれの立場から自死防止に向けて進んで行動する人を増やす。			11●	13●				
	ネット輪ーク(事例検討会)	対応が難しい事例を検討することで、個別対応の悩みの解消や正しい知識を得て、窓口担当者や関係機関担当者のスキルアップを図る。	○		12●					

●は基本施策、重点施策として記載。数字は事業番号を記載。

担当	事業名(事務内容)	自死対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS出し方	高齢者	生活困窮者	勤務経営
健康増進課	緊急時・安心相談事業	対応が難しいケースについて相談できる窓口を設けることで、困難ケースに対して、よりよい支援を行う。	○	○						
	心の健康づくり出前講座	出前講座の中で、心の健康づくりや心の健康に問題を抱えた時の対応について、住民に広く普及啓発する。	○	● ¹⁴	● ¹⁴			○		
	自死防止週間、自死対策強化月間の取組	心の健康の問題や相談先等についての周知啓発をすることで、自分の今の状況を振り返る機会となったり、周りの人の心の問題に目を向けてもらう機会とする。			● ¹⁶					
	成人保健対策事業 ・健康相談、健康教室 ・個別訪問 等	地域保健活動を通して、心の健康に関する正しい知識の普及啓発をする。健康不安を抱える対象者の状態を把握し、問題があれば適切な支援へつなげる等、自死対策を踏まえた対応の強化を図る。	○		● ²¹			● ²¹		
	自死総合対策ネットワーク会議	関係機関との共通認識や連携強化を図り、自死総合対策事業の施策を充実する。	● ¹							
	自死総合対策庁内連絡会議	関係課との共通認識や連携強化を図り、自死総合対策事業の施策を充実する。	● ²							
	自死遺族自助グループへの支援	支援を行うことで遺族に及ぼす深刻な心理的影響を緩和する。				● ³⁹				
	地域医療教育推進事業	「こころの健康教室」では思春期特有のこころの問題やいじめの心理、危機への対処の仕方を伝え、困難な事態や強い心理的負担を受けた場合における対処の仕方を学ぶ。「産んでくれてありがとう教室」等で、いのちの大切さを学ぶ。			○		● ⁴⁰			
	休日応急診療所	通常時間外で応急処置が必要な人の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自死リスクにかかわる問題を抱えているケースもあることが想定される。必要な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自死対策と連動させることでより効果的な支援を行う。	○			○				
	健康づくり市民運動推進事業 (健康ますだ市21)	心の健康について住民に広く普及啓発することができる。各種イベントにおいて、健康を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自死のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点とする。	○	● ²²	● ²²					

●は基本施策、重点施策として記載。数字は事業番号を記載。

担当	事業名(事務内容)	自死対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS出し方	高齢者	生活困窮者	勤務経営
健康増進課	食生活改善事業	食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する人の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自死のリスクが高い人も少なくないと思われる。食を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自死のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点とする。	○	○	○					
	高齢者食生活改善事業	同上	○	○	○			○		
	介護予防事業	介護予防の知識を得ることで、不安の軽減につながる。また、同世代との交流により、孤独感の軽減・安心感が持てる。日頃からの関係性がある中で、いつもの違いに早く気づき、専門機関へ早期につなげることで、自死リスクの高い高齢者への支援を行う。	○		○	● ³⁰		● ³⁰		
	健康医療電話相談	自死のリスクの高い人は、睡眠障害やうつなどの精神症状を抱えている人も少なくない。そうした人々にとって、24時間年中無休・無料の健康医療電話相談サービスが、気軽に相談できる手段のひとつになるとともに、場合によっては専門的な関係機関にもつなげることで、自死防止を図る。	○		○					
福祉総務課	生活相談員の配置	同じ地区内の住民という立場から、身近な相談相手としての役割を果たすことができる。地域で困難を抱えている方に気づき、適切な相談機関につなげるうえで、地域の最初の窓口として機能する。	● ³	● ³	○	○		○	○	
	地域福祉計画の推進	基本目標である「地域福祉の担い手づくり」「地域福祉のネットワークづくり」「多様なサービス提供と仕組みづくり」「暮らしを支える環境づくり」に取り組むことで、地域において自死のリスク抱えた対象者の早期発見と支援を行う。	○	○	○	○		○	○	
	社会福祉団体への補助	各種相談窓口や福祉資金等貸付、各種支援事業を行い、生活困窮者の状況改善に取り組むことにより、自死リスクの回避を図る。	○	○	○	○		○	○	
	生活困窮者自立支援事業	本人や家族の問題、現状を把握し、必要に応じ適切な支援先につなげる等、自死対策を踏まえた対応の強化を図る。	○		○	○		○	● ⁴⁵	
	生活保護に関する事務	本人や家族の問題、現状を把握し、必要に応じ適切な支援を行い、自死対策を踏まえた対応の強化を図る。	○		○	○		○	● ⁴⁴	

●は基本施策、重点施策として記載。数字は事業番号を記載。

担当	事業名(事務内容)	自死対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS出し方	高齢者	生活困窮者	勤務経営
障がい者福祉課	障害者相談支援事業	相談者の抱える自死リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ機会とする。	5●		○	5●			○	
	障害福祉サービス等の給付に関する事務	障がい者(児)及びその家族の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげるうえでの、最初の窓口となり得るもので、そうした取組を通し自死リスクの軽減を図る。	○							
高齢者福祉課	安心見守りネットワーク事業	高齢者の安否確認や不安の解消を図ることによって、孤立化の防止につなげる。	○			○		○		
	配食サービス	栄養状態を確保することで心身の状態を安定させることができ、同時に配食時の見守り・声掛けがつながりを醸成し、孤立化の防止につなげる。	○	○		○		○		
	家族介護支援事業 家族の会への支援	介護者特有の悩みや不安を共有する場を確保することで、抱え込みを軽減し、メンタルヘルスにつなげる。	○		○	○		○		
	各種サービス	介護保険等の公的なサービスだけでなく、必要に応じてサービスを活用することによって、高齢者にとって必要な生活支援を行うことができ、介護者の負担軽減を図る。	○	○				○		
	認知症の普及啓発	認知症の正しい理解を地域に広めることによって、認知症の高齢者にやさしいまちづくりを進める。	○	○	○	○		○		
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の普及・啓発を推進することによって、判断能力が不十分な人の権利を保障し、					○	○	○	
	市民後見人養成事業	介護サービス等適切な支援につなげる。	○	○		○		○	○	
	高齢者虐待対応ケア会議の開催	虐待を受けている高齢者、やむ得ない状況の中で虐待を行ってしまう養護者、いずれの支援も見落とさずに行うことにより、権利侵害からの回復を図る。	7●	○	○	○		7●		
	介護予防・日常生活支援総合事業	地域全体で介護予防に取り組むことで、心身共に健やかな状態での生活を送ることができるようにする。	○	○		○		○		
地域包括支援センターの運営	介護・福祉をはじめとする高齢者の生活上の相談に応じる環境を整備することで、高齢者と家族の不安の解消を図る。	○	○	○			○			
地域ケア会議	高齢者が住み慣れた地域で生活していくための課題の整理とその対策に着手する。	6●	○				6●			

●は基本施策、重点施策として記載。数字は事業番号を記載。

担当	事業名(事務内容)	自死対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS出し方	高齢者	生活困窮者	勤務経営
高齢者福祉課	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護の連携を図ることで、それらが必要となる方に対して、ネットワークによる支援体制を構築する。	○	○				42●		
	生活支援体制整備事業	高齢者が「支えられる側」だけではなく、「支える側」に回る機会を創出することで、周囲から役割を獲得でき、承認を得る機会を作る。	○	○		○		43●		
	認知症総合支援事業	認知症になって住み慣れた地域で生活していくことができる体制を構築することで、社会からの孤立化を防止する。	○	○	○			○		
	高齢者の住まいの安定的な確保	安定的な住まいを確保することによって、生活基盤を持ち、他者とのつながりの構築を図る。				○		○		
環境衛生課	ふれあい収集	要支援者等の廃棄物の個別回収を行うとともに安否確認を兼ねた声かけを行うことにより、対象者の孤独・孤立感を払拭し、自活意欲を向上させる。				○		○		
人権センター	生活総合相談	生活や就労など幅広い課題や問題を抱えている相談者に対し、精神的なフォローや他の専門機関へ紹介することを通して、課題(自死リスク)の解決に向けた手助けを行う。	○		○	46●			46●	○
	人権・同和問題啓発事業	展示や講演などの啓発活動を通して、人権・同和問題の理解促進や人権意識の高揚を図る。「いのち・愛・人権」展を通して、いのちの大切さについて理解を図る。	○	○	20●					
産業支援センター	職場環境改善等のパンフレット掲示	労働環境の改善、または周知させることで過重労働における健康障害・過労死の防止を図る。				18●				○
農林水産課	島根県農業経営相談所の設置・運営	経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげる。								47●
建築課	市営住宅管理	市営住宅の入居者や入居申込者の中には、生活困窮や低収入など生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、担当職員等にゲートキーパー研修会を受講してもらうことにより、必要に応じて、支援先につなぐなど、支援への接点とする。	○	○		○		○	○	

●は基本施策、重点施策として記載。数字は事業番号を記載。

担当	事業名(事務内容)	自死対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS出し方	高齢者	生活困窮者	勤務経営
学校教育課	学校図書館活用事業	学校の図書館スペースを利用し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図る。			19●	○				
	中学校部活動推進事業	部活動の監督指導は、多忙な教員にとって少なからず負担となっている側面がある。地域住民と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援(支援者への支援)を強化する。	○							○
	学校環境適応感尺度調査	客観的指標として調査結果を活用することにより、児童・生徒の適応感、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげるなどの支援への接点、参考情報とする。	○			32●	32●			
	特別支援教育に関する事業	特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難の軽減を図る。児童・生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減を図る。	○			○	○			
	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。費用の補助について保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自死リスクの早期発見と対応に加えて、制度説明チラシの配布等を通じた情報提供の機会とする。	○		○	○			○	
	震災児童生徒就学援助事業	援助の提供時に保護者と相対する機会があれば、保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自死のリスクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へつなぐなどの支援への接点とする。	○			○			○	
	学校職員安全衛生管理事業	学校職員(支援者)の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図る。	○		○					○
	いじめ・不登校等対策推進事業	いじめは児童生徒の自死リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方等の周知を行うことで、児童生徒の自死防止を図る。	○	8●	○		○			

●は基本施策、重点施策として記載。数字は事業番号を記載。

担当	事業名(事務内容)	自死対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS出し方	高齢者	生活困窮者	勤務経営
学校教育課	スクールソーシャルワーカー活用事業	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自死リスクを抱えている場合も想定される。スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援を行うことで、児童生徒や保護者の自死リスクの軽減を図る。	○			● ³³	○		○	
	不登校児童生徒支援事業	不登校の子どもは当人のみならず、その家庭も様々な悩みを抱えている可能性がある。そのような悩みに対して指導員が寄り添い、継続して支援することで問題解決を図る。	○	○		● ³⁴	○			
	スクールカウンセラー活用事業	いじめや不登校等、様々な状況にある子どもは自死リスクを抱えている可能性がある。そうしたリスクに対し、スクールカウンセラーを活用することで問題解決を図る。	○			○	● ⁴¹			
社会教育課	子ども若者支援センターの運営	相談対応することにより、困難を有する子どもや若者、その保護者等の支援につながる。また、様々な活動を行うことで、心身の健康につながる。職員のスキルアップ研修も実施することにより、より適切な支援・対応を行う。	○	● ¹⁵		● ¹⁵	○			

(2) 関係機関・団体

●は基本施策、重点施策として記載。数字は事業番号を記載。

担当	事業名(事務内容)	自死対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS出し方	高齢者	生活困窮者	勤務経営
松ヶ丘病院	関係機関と連携した取組	各機関と連携して取組むことにより、自死を未然に防ぐ。	○			○				
	ハイリスク妊産婦ケース会	日赤産婦人科と連携し、精神科受診中の妊婦の産前、産後のフォローを行うことにより、対象妊婦の支援だけでなく、産婦人科と精神科の連携を強化する。	● ⁹			○				
	ギャンブル依存症専門医療機関・治療拠点機関の取組(SmAT-G)	相談対応や継続的なプログラム参加を通して、ギャンブルがもたらした問題(金銭・人間関係等)による孤立を防止する。ギャンブルによる家庭不和・借金による生活破綻を予防する。	○			○			○	

●は基本施策、重点施策として記載。数字は事業番号を記載。

担当	事業名(事務内容)	自死対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS出し方	高齢者	生活困窮者	勤務経営
益田赤十字病院	自死未遂者への支援	自死未遂者やその家族に対して、相談窓口を紹介したり、関係機関と連携することで、患者や家族をサポートし、再企図を防ぐ。	○			36●				
	専門医や専門病院への紹介・連携	適切な専門家や専門機関と連携することで、適切な医療や相談窓口について自死を防ぐ。	○							
	ハイリスク妊産婦ケース会	松ヶ丘病院と連携し、精神科受診中の妊婦の産前、産後のフォローを行うことにより、対象妊婦の支援だけでなく、産婦人科と精神科の連携を強化する。	9●			○				
益田市医師会	うつ病等についての普及啓発の推進	ストレス管理やうつ病の早期発見、早期対応を含めた心の健康づくりの強化を図る。(児童・生徒が生涯にわたる心の健康づくりの大切さを考えるための環境づくりの協力)ストレスチェック制度の適切な運用と定着を促進する。			23●		○			○
	職場におけるメンタルヘルス対策の推進	産業医を対象としたメンタルヘルス研修会の実施や職場復帰の判断や復職後の職場での配慮、制限など産業医として対応ポイントについて研修を行うことにより、労働者が働きやすい職場環境の整備を図る。								49●
	精神科医療機関等とのネットワークの構築	一般診療科と精神科医が連携できる体制を整備することで、適切な精神科医療の提供を行う。	○							
益田児童委員協議会	地域の見守りや相談・支援、地域福祉活動	身近な相談役となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めることで、孤立を防止し、問題の解決を促す。	3●	3●		○		○	○	
益田市障害者福祉センター	地域活動支援センターの運営	コミュニケーションや人間関係づくりの場を提供することにより、情報交換や共有、スタッフが日々の悩みを聞き、心の安定を図る。また、利用者の変化に気づき、声かけや関係機関への連絡、早期受診につなげる。	○			35●				
益田公共職業安定所	専門家による心の健康相談	状態を把握し、問題があれば適切な支援へつなげる等、自死対策を踏まえた対応の強化を図る。	○		○					50●

●は基本施策、重点施策として記載。数字は事業番号を記載。

担当	事業名(事務内容)	自死対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS出し方	高齢者	生活困窮者	勤務経営
益田商工会議所	経営相談	企業の経営安定を図ることで従業員の生活を守り、経済問題の発生を未然に防ぐ。	○							51●
美濃商工会	経営相談	経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげる。	○							52●
	研修(講習)会	働き方改革による改正、雇用環境の変化等、現在の労働環境の課題であるパワハラや長時間労働等の問題解決を図る。			○					○
益田市小中学校	保健体育、道徳、特別活動	授業や取組を通して、ストレス対処、仲間作り、命の尊厳、仲間の大切さ、よりよい人間関係、心身の健康について学ぶ。				○	○			
	スクールカウンセラー活用事業	カウンセリング等を通じた課題の発見とその解決を図る。	○			○	41●			
	教育活動	教育活動を通して自他の生命の尊厳を学ぶ。				○	○			
市内高等学校	「命」に関する教育の推進	命の大切さや人に対する思いやりの心を育てる。また、自己肯定感や自己有効感を高める。			24●		○			
益田警察署	各種事件事故対応及び警察安全相談	警察で対応した事件・事故、各種相談等に関して、必要に応じ、家族への引き渡しや適切な相談先につなげる等、自死対策を踏まえた対応の強化を図る。	10●			○				
益田保健所	関係機関との連携強化	「精神科救急医療体制整備益田圏域連絡調整会議」等の協議の場を活用し、自死未遂者等に対応する関係機関の連携・ネットワークの構築を図る。	○			37●				
	「圏域版こころの相談先一覧表」の作成・配布	救急外来等で活用できる相談機関案内チラシを作成・配布することで、自死未遂者等が適切な相談機関につながる可能性を高め、再企図防止を図る。				38●				

●は基本施策、重点施策として記載。数字は事業番号を記載。

担当	事業名(事務内容)	自死対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS出し方	高齢者	生活困窮者	勤務経営
益田保健所	心の健康相談 お酒の困りごと相談	相談に訪れる方の中には自死リスクの高い方がおられることも想定される。相談対応することにより、早期発見・早期治療につなげ、また必要に応じ関係機関につなぐことで課題の解決を図る。	○			○				
	子どもの心の診療 ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題に対し、関係機関が連携した支援体制の構築を図る。	○	○	○					
益田市社会福祉協議会	一般相談、老人・ 母子相談、法律相 談、ふれあい福祉 相談	自死に追い込まれる前に、当事者の抱えている問題を把握し、適切な機関へつなげることで、問題の解決を促す。	○					○		
	生活困窮者自立支 援事業及び関連事 業	失業等が原因で経済的な問題を抱えた方の支援を行うことで、自死に至る前に問題の解決を図る。	○		○	○		○	45●	
	民生融金、生活福 祉資金貸付事業	経済的な問題を抱えた方の支援を行うことで、自死に至る前に問題の解決を図る。							○	
	日常生活自立支援 事業、法人後見事 業、市民後見推進 事業	判断能力の不十分さを原因とする生活の問題点に対して支援を行うことで、生活の安定を図る。				○		○	○	
	小地域福祉ネットワ ーク活動	常日頃から見守りを行う中で、生活や健康上の変化や気が付いたことがあれば民生委員に連絡し、早期発見、緊急時の迅速な対応を図る。	○					○		
	支え合いマップづく り	問題を抱えている人の状況や困りごとを把握し、地域住民が関わることで、本人の孤立感の解消や自己有用感の醸成を図る。	○			○		○		
	ふれあい・いきいき サロン	サロンに参加することが、仲間・生きがいがいづくりや引きこもり防止になり、孤立感の解消を図る。				○		○		
	子育てサロン	子育て中の親の不安、ストレスや孤立感の解消を図る。				○				
	子ども食堂の活動 支援	子育て家庭の不安感や負担感の軽減、子ども自身が心身共に成長する力を身につける。				○	○			
	電話訪問事業	独居高齢者の孤立感の解消や電話で問題が見つければ近くの民生委員に連絡することで早期発見、緊急時の迅速な対応を図る。	○			○		○		
友愛メール事業 (美都支所)	郵便局員の声掛けにより、独居高齢者の孤立感の解消を図る。				○		○			

●は基本施策、重点施策として記載。数字は事業番号を記載。

担当	事業名(事務内容)	自死対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS出し方	高齢者	生活困窮者	勤務経営
益田市社会福祉協議会	高齢者への配食サービス(美都・匹見支所)	高齢者の食生活の不安を軽減し、民生委員・配食ボランティアがお弁当を届けることで孤立感の解消を図る。				○		○		
	安心お買い物宅配サービス事業(匹見支所)	高齢者の生活上の不安を軽減し、直接配達することで孤立感の解消を図る。				○		○		
	益田市総合福祉センター「老人・母子講座」	講座に参加することが仲間・生きがいづくりや引きこもり防止になり、孤立感の解消を図る。				○		○		
島根産業保健総合支援センター(益田地域窓口)	小規模事業場を対象にした産業保健サービスの提供	小規模事業場を対象に健康相談や保健指導等の産業保健サービスを無料で提供することにより、心身の健康管理を行い、必要に応じて登録した産業医につなげる等、適切に支援する。								53 ●

第5 自死対策の推進体制等

1 自死対策組織の関係図

計画の推進にあたっては、次の「益田市自死総合対策庁内連絡会議」及び「益田市自死総合対策ネットワーク会議」を構成する各機関、団体が中心となって、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携、協力を図りながら、各種施策を総合的かつ効果的に推進します。



2 益田市自死総合対策庁内連絡会議

市民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指し、総合的かつ効果的な自死対策について協議及び推進するため益田市自死総合対策庁内連絡会議を設置します。

この連絡会議は、自死対策に対する相互連携、情報交換を行い、自死に関する啓発等を行うため、保健・福祉・教育・産業など様々な庁内の関係課をもって構成します。

[益田市自死総合対策庁内連絡会議構成課]

福祉環境部	健康増進課
	子ども家庭支援課
	人権センター
	障がい者福祉課
	福祉総務課
	高齢者福祉課
	保険課
教育委員会	学校教育課
	社会教育課
産業経済部	産業支援センター
美都総合支所	地域振興課
匹見総合支所	地域振興課

3 益田市自死総合対策ネットワーク会議

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の理念に基づき、総合的かつ効果的な自死対策を講じ、関係機関相互の連携や情報の共有化を図ることを目的に益田市自死総合対策ネットワーク会議を設置します。

このネットワーク会議は、多重債務や失業などの社会的要因に対する働きかけとともに、心の健康問題について、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的に取組むことが必要であるため、保健・福祉・教育・産業など様々な関係機関及び庁内の関係課をもって構成します。

[益田市自死総合対策ネットワーク会議構成機関]

医療・保健・福祉関係機関	益田市医師会
	松ヶ丘病院
	益田赤十字病院
	益田市民生委員児童委員協議会
	益田市障害者福祉センターあゆみの里
労働関係機関	益田商工会議所
	美濃商工会
	益田公共職業安定所
教育関係機関	益田市小中学校長会
	市内高等学校

警察	益田警察署
行政機関	益田保健所
	益田市

4 自死対策の担当課

本計画の担当課（計画策定事務局）は健康増進課とします。

第6 参考資料

1 健康ますだ市 21 中間評価アンケートからみえる益田市の心の健康実態

①調査目的

健康増進計画は、平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年次とした 10 年計画で、中間年にあたる平成 27 年度に中間評価を行うことと位置付けている。今回、平成 21 年度に行った住民への健康づくりアンケート調査と同様の調査を実施し、行動目標の達成度を確認する中で取組の中間評価を行い、計画期間後半の対策に活かしていく。

②調査対象者

益田市住民基本台帳から 20 歳以上の市民 6,131 人

(内訳) 各地区人口の 8%を抽出 3,244 人

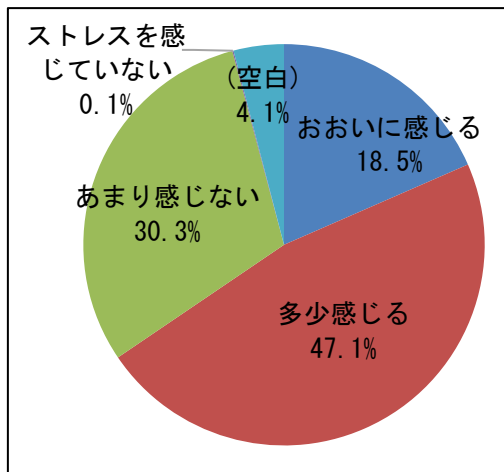
各地区の詳細な実態把握のために人口規模に応じて抽出 2,887 人

③調査時期

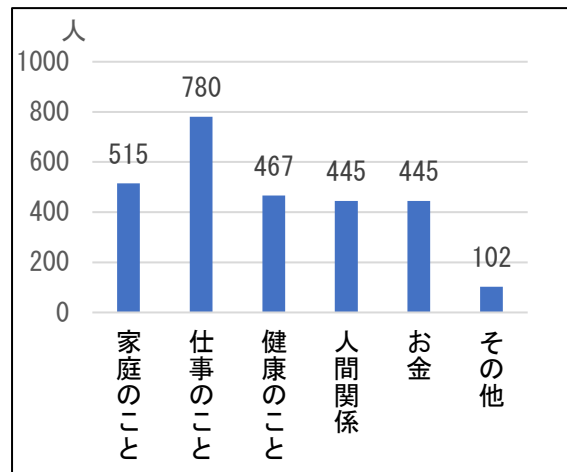
平成 27 年 11 月中旬～12 月下旬

④アンケート結果 (心の健康実態に関する項目)

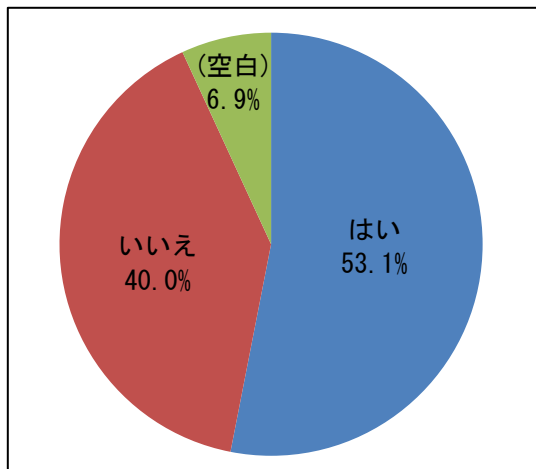
Q1. 普段強いストレスを感じていますか



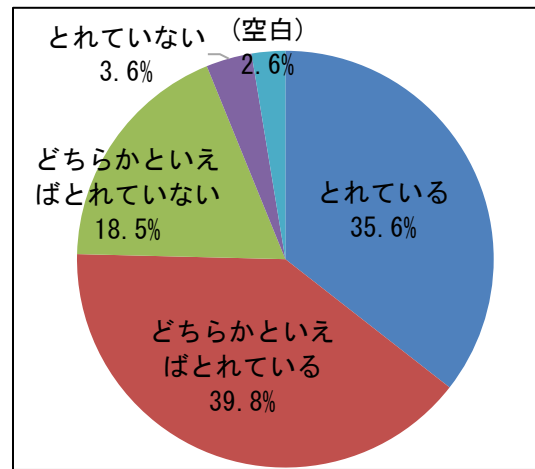
Q2. ストレスの原因は何ですか(複数回答可)



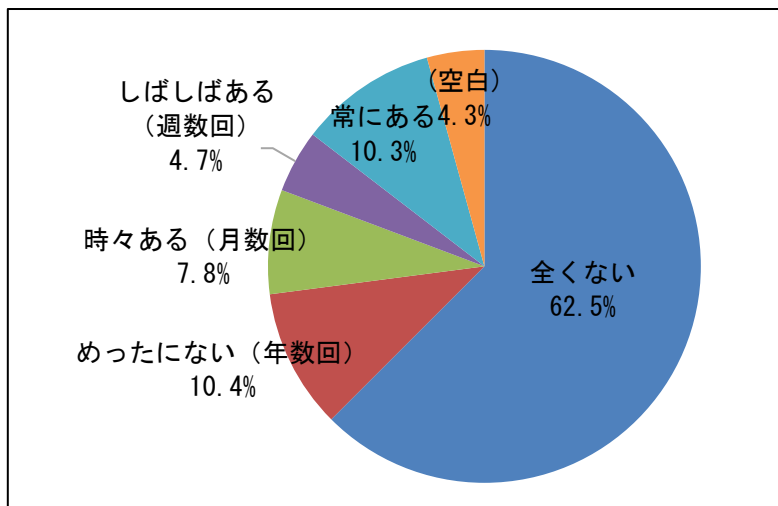
Q3. ストレス解消の手段を持っていますか



Q4. 睡眠は十分とれていますか

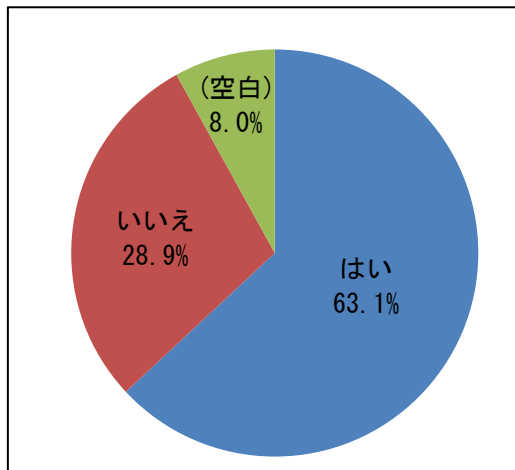


Q5. 睡眠をとるために、お酒や薬を使うことがありますか

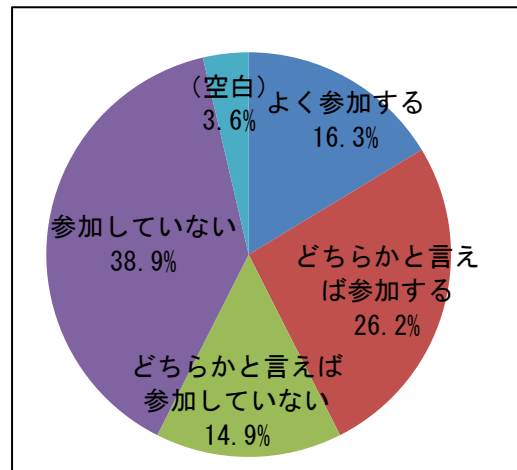


※65歳以上(1,072名)の方へ

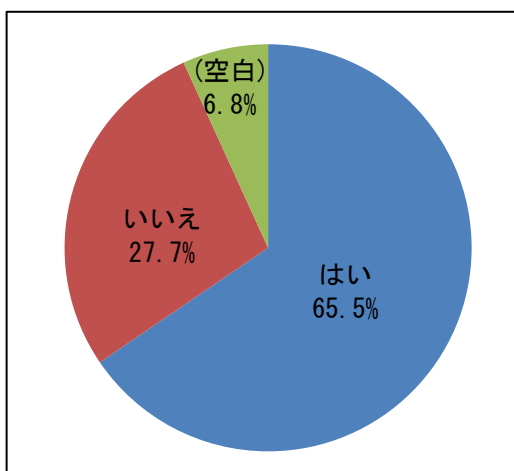
Q6. 積極的に外出するようにしていますか



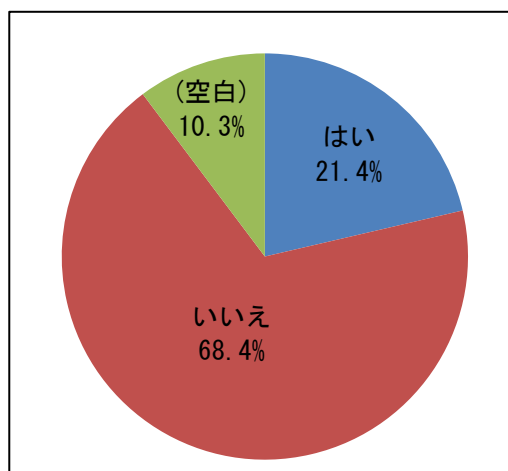
Q7. 何らかの地域活動に参加していますか



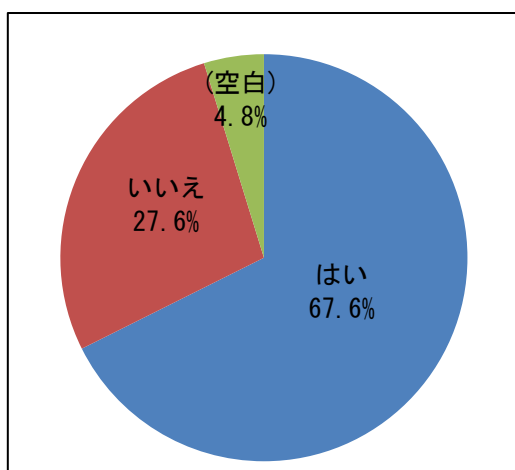
Q8. 趣味はありますか



Q9. 介護予防に関する講演会や教室に参加したことがありますか



Q10. 農作業や家事など家での役割がありますか



健康ますだ市 21 中間評価（平成 27 年度）アンケート結果&第 2 期（平成 26・27 年度）2 年間の活動のまとめ
一部抜粋

2 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
 - 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
 - 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
 - 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
 - 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

- 第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

- 第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

- 第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

- 第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。
- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
 - 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

- 第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

3 自殺総合対策大綱

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**
- 阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクル**を通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの**包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの**気づきと見守り**を促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の**再発の自殺企図を防ぐ**
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）
- (WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置、専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用 ・(革新的自殺研究推進プログラム) ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンライン相談の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハラスメント対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり児童虐待、性的暴力被害の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員や専門職の向上 ・遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

出典：「自殺総合対策大綱の概要」、「自殺総合対策大綱における当面の重点施策（ポイント）」（厚生労働省ホームページ）

4 益田市自死総合対策庁内連絡会議設置規程

(目的)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の理念に基づき、市民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指し、総合的かつ効果的な自死対策(以下「自死総合対策」という。)について協議及び推進するため益田市自死総合対策庁内連絡会議(以下「会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議、検討等を行う。

- (1) 本市における自死総合対策にかかわる課及び施設等(以下「課等」という。)相互の連携及び情報交換
- (2) 本市における自死の発生状況及びその背景の調査及び分析
- (3) 自死防止に関する啓発等の取組
- (4) 益田市自死総合対策ネットワーク会議の運営
- (5) その他自死総合対策に関して必要な事項

(組織)

第3条 会議は、別表に定める課等で構成し、課等の長又は課等の長の指名する職員をもって組織する。

- 2 会長は、健康子育て推進監をもって充てる。
- 3 副会長は、福祉環境部障がい者福祉課長をもって充てる。
- 4 会長が不在のときは、副会長がその職務を代行する。
- 5 会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて会議を招集する。

- 2 会長は、必要に応じて構成員以外の者に対して会議への出席を求めることができる。

(会議の事務局及び運営)

第5条 会議の事務局は、福祉環境部健康増進課に置く。

(その他)

第6条 この規程で定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成22年6月17日から施行する。

附 則(平成23年3月28日訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月27日訓令第17号)

この訓令は、平成25年11月27日から施行する。

附 則(平成26年2月26日訓令第1号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日訓令第9号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月7日訓令第8号)

この訓令は、平成29年4月7日から施行する。

附 則(平成30年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月20日訓令第4号)

この訓令は、平成30年4月20日から施行する。

別表（第3条関係）

	課名
福祉環境部	健康増進課
	子ども家庭支援課
	人権センター
	福祉総務課
	障がい者福祉課
	高齢者福祉課
	保険課
教育委員会	学校教育課
	社会教育課
産業経済部	産業支援センター
美都総合支所	地域振興課
匹見総合支所	地域振興課

5 益田市自死総合対策ネットワーク会議設置要綱

（目的）

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の理念に基づき、総合的かつ効果的な自死対策（以下「自死総合対策」という。）を講じ、関係機関相互の連携や情報の共有化を図ることを目的に益田市自死総合対策ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自死総合対策の推進に関すること。
- (2) 自死総合対策の計画に関すること。
- (3) 自死総合対策のための関係機関の連携に関すること。
- (4) その他自死総合対策の推進に関し必要と認められること。

（組織）

第3条 会議は、別表に定める機関をもって構成する。

2 会議に会長を置き、益田市福祉環境部健康子育て推進監をもって充てる。

（会議）

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 前条に規定する構成団体は、会長の求めに応じ職員又は代表者（以下「職員等」という。）を会議に出席させるものとする。

3 会長は、必要に応じて部会を設けることができる。

（守秘義務）

第5条 会議に出席した職員等は、会議を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、益田市福祉環境部健康増進課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱で定めるもののほか会議の運営に必要な事項は、会議に諮り市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月17日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、現に存する益田市自殺予防対策ネットワーク会議設置要綱(以下「旧要綱」という。)に基づく益田市自殺予防対策ネットワーク会議の委員は、この告示に基づく益田市自死防止対策ネットワーク会議設置要綱の委員とみなす。
附 則(平成28年4月1日告示第78号)
この告示は、平成28年4月1日から施行する。
附 則(平成30年4月20日告示第126号)
この告示は、平成30年4月20日から施行する。

別表(第3条関係)

医療・保健・福祉関係機関	益田市医師会
	松ヶ丘病院
	益田赤十字病院
	益田市民生児童委員協議会
	益田市障害者福祉センターあゆみの里
労働関係機関	益田商工会議所
	美濃商工会
	益田公共職業安定所
教育関係機関	益田市小中学校長会
	市内高等学校
警察	益田警察署
行政機関	益田保健所
	益田市

6 相談機関一覧表

こころの悩み

内容	相談窓口	受付時間等	電話番号
心の健康 思春期 アルコール 物忘れ等	島根県益田保健所	平日 8:30~17:15	0856-31-9545
	島根県立心と体の相談センター	平日 8:30~17:15	0852-21-2885
	益田市健康増進課	平日 8:30~17:15	0856-31-0214
	障がい者福祉課		0856-31-0251
	美都総合支所		0856-52-2312
	匹見総合支所	0856-56-0302	
こころの悩み	松ヶ丘病院	日・祝日除く 8:00~17:00	0856-22-8711
	おちハートクリニック	火曜 8:30~12:00、14:30~18:00 第1・3土曜 8:30~12:30	0856-23-1588
	さくらクリニック益田	月、火、水 9:00~12:00、 14:00~18:30 木 9:00~12:00、土 9:00~16:00	0856-23-0021

障がいのある方	益田市障害者福祉センターあゆみの里内 相談支援事業所ほっと	平日 8:30～17:30	0856-31-5433
	相談支援事業所 ポケットプラザ	平日 8:30～17:30	0856-31-8221
	ラポール宝生苑	平日 8:30～17:30	0856-32-0022
	相談支援事業所ふらっと	平日 8:30～17:30	0856-32-0720
	サポートセンターFOH ここから相談所 そら	平日 8:00～17:00	0856-25-7370
精神科救急医療 に関する相談、 応急入院指定病 院等への連絡調 整等	島根県益田保健所	平日 8:30～17:15	0856-31-9545
	島根県立こころの医療センター (精神科救急情報センター)	夜間 17:15～翌日 8:30 土・日・祝日、年末年始(保健所 受付時間以外) ※緊急の対応のためお待ちいただく ことがあります。相談される方が多い場 合には相談時間を制限させていただく ことがあります。	0853-30-2100

仕事・職場の悩み

内容	相談窓口	受付時間等	電話番号
経営一般、経営革 新、売上不振、倒 産防止	石見産業支援センター 「いわみふらっと」	平日 8:30～17:15	0855-24-9301
	益田商工会議所 経営安定特別相談室	平日 8:30～17:15	0856-22-0088
	美濃商工会	平日 8:30～17:15	0856-52-2537
働く人の心と身体 の健康	島根産業保健総合支援センター	平日 8:30～17:15	0852-59-5801
	島根産業保健総合支援センター 益田地域窓口 (50人未満の事業所対象)	平日 9:00～15:00	0856-31-0545
解雇・労働条件・ いじめ・パワハラ 等	島根労働局総合労働相談コーナー	平日 8:30～17:15	0852-20-7009
	益田総合労働相談コーナー	平日 8:30～17:15	0856-22-2351
セクハラ・マタハ ラ・パタハラ等	島根労働局雇用環境・均等室	平日 8:30～17:15	0852-31-1161
若者の就労につ いての悩み	島根県地域若者サポートステー ション(サポステ浜田)	月～金 9:30～17:30 毎週木曜日 9:30～19:00 毎月第2・5土曜日は開所 ※その他土・日・祝祭日・年末年始は 休み	0855-22-6830
障がいのある方の 就業・生活相談	益田障がい者就業・生活支援センター エスポア	平日 8:30～17:30	0856-23-7218

経済・生活の悩み

内容	相談窓口	受付時間等	電話番号
ヤミ金融・多重債務・消費生活相談など	島根県消費者センター	日～金曜 8:30～17:00(祝日、年末年始を除く)日曜日は電話相談のみで 12:00～13:00 を除く	0852-32-5916
	島根県消費者センター 石見地区相談室	平日 8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く) 12:00～13:00 を除く	0856-23-3657
	益田市消費者生活センター	平日 8:30～17:15	0856-32-2556
無料法律相談 (同一相談3回目から有料)	島根県弁護士会 石見法律相談センター	平日 9:00～17:00	0855-22-4514 (予約電話)
法的トラブル	法テラス・サポートダイヤル	平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00	0570-078374
電話無料相談	島根県司法書士総合相談センター	月・火・木 12:00～15:00(祝日を除く)	0852-60-9211
安全と平穏に関する相談	島根県警察相談センター ※各警察署相談窓口でも受付しています。	平日 8:30～17:15 ※土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員が対応します	#9110 0852-31-9110
犯罪・交通事故の被害相談	島根被害者サポートセンター	平日 10:00～16:00	0120-556-491
生活困窮者自立相談支援窓口	益田市あんしん生活支援センター (益田市社会福祉協議会)	平日 8:30～17:30	0120-062-301

家庭・子どもの悩み

内容	相談窓口	受付時間等	電話番号
女性の悩み	あすてらす女性相談室	平日 8:30～17:00	0854-84-5661
	島根県益田児童相談所	(土日、祝日、年末年始を除く)	0856-31-1886
ひとり親家庭の就業相談	島根県母子家庭等就業・自立支援センター	平日 8:30～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	0852-32-5920
子育ての悩みなど	子どもと家庭電話相談室	9:00～21:30 (祝日、年末年始を除く)	0120-258-641
	益田市子ども家庭支援課	平日 8:30～17:15	0120-71-7867
こどもに関する様々な相談	島根県益田児童相談所	平日 8:30～17:15	0856-22-0083
不登校・ひきこもり・非行等	益田市子ども・若者支援センター	平日 8:30～17:00	080-0600-4357 (無料電話)
18歳未満の子どもの相談 (こどもせんようでんわ)	チャイルドライン	16:00～21:00(年末年始を除く) チャイルドラインホームページよりチャットでの相談あり。 (https://childline.or.jp)	0120-99-7777
	子どもほっとライン もしもしにゃんこ🐾	日曜 14:00～18:00	0120-225-044
いじめ、不登校、子育てなど	島根県教育委員会 いじめ相談テレフォン	24時間	0120-779-110
	24時間子供 SOS ダイヤル	24時間	0120-0-78310

その他

内容	相談窓口	受付時間等	電話番号
人権に関する相談	益田市人権センター	平日 8:30～17:15	0856-31-0412
人生の様々な悩み	島根いのちの電話	年中無休 月～金 9:00～22:00、 土 9:00～日 22:00	0852-26-7575
	フリーダイヤル 「自殺予防いのちの電話」	毎月 10 日 8:00～翌日 8:00 (24 時間・無料)	0120-783-556
自死遺族	島根県立心と体の相談センター (自死遺族相談専用ダイヤル)	平日 8:30～17:15	0852-21-2045
	しまね分かち合いの会・虹	24 時間	090-4692-5960

島根県益田保健所作成の「ひとりで悩まないで！！(相談機関一覧表)」を参考に益田市作成。(H31.2 月)